
平成29年第4回大和町議会定例会会議録

平成29年6月7日（水曜日）

応招議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

出席議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	千 葉 喜 一 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	産業振興課長	文 屋 隆 義 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	蜂 谷 俊 一 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	上下水道課長	熊 谷 実 君
総 務 課 長	櫻 井 和 彦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 三 和 子 君
まちづくり 政 策 課 長	三 浦 伸 博 君	教育総務課長	小 川 晃 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	生涯学習課長	村 田 良 昭 君
税 務 課 長	千 葉 正 義 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	蜂 谷 祐 士 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	浅 野 義 則 君
子育て支援 課 長	内 海 義 春 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 弘 志 君

事務局出席者

議会事務局長	後 藤 良 春	主 査	本 木 祐 二
参事兼次長	櫻 井 修 一		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

まだ定刻には早いんですが皆様おそろいですので、本会議を再開したいと思います。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、14番高平聡雄君、及び15番堀籠日出子さんを指名します。

日程第2「一般質問」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、一般質問を行います。

きのうに引き続き順番に発言を許します。

2番今野信一君。

2 番 (今野信一君)

皆さん、おはようございます。きょうもよろしく申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

大和町の公共施設等管理計画について質問いたします。

3月議会の全員協議会において提出されました大和町公共施設等総合管理計画(案)について、町長にお伺いします。

1) 大和町公共施設等総合管理計画の中には、個々の管理計画が記されていませんが、施設ごとの改修や整理などの計画はできているのでしょうか。さらに、更新、改修の優先順位を決めるとあるが、現在は改修の順番などは決まっていないのでしょうか。

2) 本町は低人口密度のためインフラ資産の更新に要する費用は大きいものとなります。コンパクトシティのように居住区を集中させるようなインフラ整備の軽減を図る計画はあるのでしょうか。

3) 公共施設の延べ床面積を平成58年度までに10%縮減させる目標を掲げてございますが、その中でも新たな施設の計画は重要であると考えます。吉岡小学校の建てかえや町民からの要望も高い図書館の建設など、人口3万人の町にふさわしい施設の建設を進める必要があると思われませんが、町長のお考えはどのようなものでしょうか。

以上、3点をお聞きいたします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

おはようございます。きょうもよろしく申し上げます。

それでは、ただいまの質問でございますけれども、大和町の公共施設等総合管理計画に関するご質問でございました。この計画の策定の背景には、平成26年4月に総務省から各地方公共団体に向けまして公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画の策定要請、これは平成26年の4月22日付総務大臣の通知でございますが、その要請が発出され、策定の指針が示されたことによるものでございます。高度経済成長期に建設され、今後大量更新を迎えるインフラを含む公共施設等について、長期的な視点から管理の方針や目標を定めることを目的としたものでございます。

最初に、施設ごとの管理計画に関するご質問にお答えいたします。前出のとおり、前に申し上げましたとおり、この計画は総合的な管理の方針を示したものでございまして、今後類型ごとの個別施設計画、長寿命化計画を策定することとしております。既に橋梁長寿命化修繕計画を策定しておりまして、また所管省庁からの個別に策定の指針等が示されている公共施設もございますので、これらにのっとり策定してまいりたいと考えております。

次に、インフラ資産の更新費用に関するご質問でございます。本町では、工業団地や住宅団地の開発や、大規模施設の建設が集中した時期がございまして、将来これらのインフラや施設の更新費用が大きな財政負担となってくることが想定されておりますが、適切な修繕と改修によりインフラ等の長寿命化を図ることにより、ライフサイクルコストを低減して財政負担の平準化につなげていくものでございます。また、改

めて居住区を集約するような計画は現在はありません。

最後に、公共施設の延べ床面積の削減目標についての質問でございますが、この数値は30年後の将来人口が減少するであろうと推計される中で策定指針に沿って施設総量の縮減を目標数字として掲げたものでありまして、将来の財政負担を考慮して必要な施設を更新していくに当たっての目標と考えております。また、新規の施設につきましては、施設の必要性を考慮して判断してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）
今野信一君。

2 番 （今野信一君）

公共施設やインフラは今後更新の時期を迎えて、財政負担が膨らんでくるものを考えられます。総合管理計画案ですが、公共施設においては更新、大規模改修に要する費用を年間10億3,000万円と見積もって、直近の5年間の平均充当可能財源4.6億円を差し引いても5.7億円の不足が生じていると記載されております。インフラにおいては12.9億円の不足額が記載されております。更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減、平準化していく、そのための公共施設総合管理計画と思われませんが、やはり個々の計画を積み重ねていったものと思われしますので、そこいらのものは少し、もちろん出ているとは思いますが、そういったようなものは把握というか、個々のものに関してのものはお持ちなんでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この計画につきましては、今、議員のお話のとおり耐用年数とかそういったものを機械的にといますか、それで割り算していったときに今後こういった金額が必要になってきますよと、毎年10億とかですね、そうした場合に町の予定といますか、それと差が出てくるというギャップでございます。したがってこのギャップが、全てをそのままやっっていけばそういうことになりますので、長寿命化できるものは丁寧に使

って延ばすとか、そういった形の中でそのギャップを埋めていくといいますか、そういった考え方でございます。あと、一つ一つの耐用年数とかそういったものにつきましては、当然建設時期とかわかっておるわけでございますので、そういったものは町としては把握しているところでございます。

議 長 （馬場久雄君）
今野信一君。

2 番 （今野信一君）

議員になりまして1年間過ぎました。こういう議会を初め、いろいろな会議とか委員会、そういったものに出ますと、必ずやはりこの道路は直してほしいとか、橋を建てかえてほしいとか、この施設の屋根を塗り直してほしいとかそういうような意見が大分出てきているのが耳につきまして、なるほどやはりそういったような改修とかそういったものは順序だててやらなければならないんじゃないかなと感じて、そしてまた前回の議会のときでしたか、道路のそういう計画みたいなのがあればそういうのを示されたほうがよろしいんじゃないかということで、町長はそういうようなことで突発的なものがあつたりなんかする場合もあるので、それはなかなかそういうこともできないんだというようなお話がありました。それを公表はできなくても、やはり町としては、大体のこの施設の改修が終われば次はこことか、そういったような計画のとおりに事を運んでいるんでしょうか。それとも全然なく、行き当たりばったりということはないでしょうからそういうような道筋みたいなのはあるんでしょうけれども、そういったものに関して思惑どおりに動いているのかどうかというようなことをお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まちづくりをするに当たって、いろいろな施設をつくるわけでございますけれども、将来的な予算等も当然考えてはおると思っておりますが、必要性のあるところにはあるときに集中をしてやるかそういったつくり方もあると思っております。したがって、そういったものの耐用年数とかというのが重なってくるケースもあるわけですね。そ

ういった中で、町としては当然少しでも安全にといいますか、管理をしながら長期に使っていくという考え方を持っておりますので、その中での計画をもって修繕とかそういったものには取り組んできております。ただ、予算の関係とかそういったこともありますので、そのとおりの予定どおりしている状況ではありません。さらには、災害とかそういったことがあった場合には、どうしてもそちらを優先するとか、そういったことが出てきますので、町としての考え方があって、それを基本に進めてはいますけれども、そのとおりに進んでいるわけではない。例えば、体育館の施設とかあいつつものにつまましても、建物があり、グラウンドがあり、全てがあるわけですが、できた時期が大体一緒、耐用年数はそれぞれ多少違うところがありますけれども、全てが耐用年数が来たから全てそのとおりにしているかというところではないところがあるのが現実だと思っております。ただ、そういったものはできるだけ優先順位をつけた中で、その中でも優先をしないものを優先させる、そういった形で長寿命化といいますか、耐用年数の長寿命化を図って、使用するに当たっての不便がないように努力はしておるところでございます。

議 長 (馬場久雄君)
今野信一君。

2 番 (今野信一君)
ということは、やはりある程度のというか、ここの施設が改修が終わったから次はこっちのほうだとか、そういうような計画的なものはお持ちじゃないということなんですか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
その関連施設、例えば先ほども言いましたけれども学校関係だったら学校関係が一つあるわけですね、いろいろな施設が。そういった中でどの学校どの学校っていうのがありますけれども、この学校が一つ終わったらこっちということではなくて、この学校のこの部分が終わったらこの学校のこの部分というような進め方もあるということです。ですから、計画がないわけではなくて、計画がありますけれども、その中

でまた調整をしながらやっているということでございます。

議 長 （馬場久雄君）
今野信一君。

2 番 （今野信一君）

もちろん一つの施設においてもいろいろな部署があるわけですから、全て一括にやるべきでもなく、そういう形で財政面を考えて予算ということで組まれてやっているのでしょうか。それに突発的な災害なんかが起きればそちらのほうに回さざるを得ないようなこともあると思います。今回、計画書の中に大和町公共施設点検マニュアルというようなものをつくられて、管理者が定期的にその施設を点検し、そして余り大きくなる前に手直しをすとかそういうような形で持っていきたいというような旨のことが書かれてあったように思いますが、そういったことで調整しながら実際の出てきたそういうマニュアルで出された結果をもとにして、そういうようなことで今後は計画を立てて改修とか改善とかそういったことをやっていかれるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回の計画につきましては、先ほども言いましたけれども今回の大きな指針を示しているわけでございますが、それぞれの長寿命化計画とかそういったものをつくってまいるわけでございます。ですから、長寿命化計画の中で点検というのは基本的には毎回やっていることはやっているんですけども、それを連携をさせるという意味だと思いますけれども、マニュアル化ということは、今回、それぞれでやっておりましたのでそれを一つある程度統一した形のマニュアルといいますか、みんなの統一した見解の中でやるという考え方、それからその長寿命化計画と先ほど言いましたけれども、施設を長寿命化させるに当たって、例えば橋、今やっております、この橋は耐用年数がこうだというのはもちろんあるわけですが、実際にその現場を見て、そしてその中でも進んでいるのか、これは劣化が激しいのか、そういったもので順番とかつけてということをやって、これから、それぞれの施設の管理をしていくということ

でございます。

議 長 （馬場久雄君）
今野信一君。

2 番 （今野信一君）

管理計画の中に保有施設の現況として、老朽化の状況とか利用状況の記載も求められているように、ちょっと調べてみたら書いてあったんですが、コストもかかる割には利用者数が少ない施設ですとか、そういったようなものに対して何か対策はお持ちなんでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

コストがかかって利用者が少ないというものについては、将来的にはですね、まだそこまでやっておりませんが、さっき申しましたけれどもスクラップアンドビルドではないですけども、必要なものに集約するとかですね、そういったことは考えていかなければならんではないかと思えます。ただ、利用の形態って人数だけではなくてその地域性とかそういったこともありますので、いろいろな要素を加味しながらその辺は考えていかなければいけないことだと思えます。

議 長 （馬場久雄君）
今野信一君。

2 番 （今野信一君）

もちろん公共施設でございますから、そんな収益を上げる必要はなく、必要なものはやはりコストがかかろうが維持していかなければならないというような考えはもちろんだと思えます。でも、公共施設の中で結構なウエイトを占めているのが教育系の施設かなと思えます。教育ふれあいセンターとか、一部児童館で使われているような部分があるんですが、そのほかの建物のほとんどが未使用な状態といいまじょうか、お話を聞いてみますと研修室とかというような呼び名で貸し出しなんかもされている

というようなことなんですが、どうしても集会場とかの利用のほうに回ってしましまして、利活用がされていない部分があるというふうなことを聞いております。ですから、ふれあいセンターなどの大きなことなんかは、一部分しか使われていないようなんですが、そういったものの活用方法とか、そういったものに関してはいかがお考えになっているのかお教えいただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ふれあいセンターはもともと小学校でしたので、各地区にごぞいます。中学校ですね。それで、それぞれの地域で、再編した段階で、利用の方法等々地域の方々からもいろいろ意見を頂戴しております。そういった中で地域でそういう利用をしたいというご意見も多かったと判断をしてああいった形に今はしております。また、児童館の使い方もあったものですから。今後、そういったものについては地域の方々のご意見もいろいろ聞いていかなければいけないと思っておりますが、ほかに使い道があって、こういう方法がいい方法がある、地域の方々もご理解いただけるということであれば、それは、大きな目的があるので何でも使えるという状況ではないと思っておりますけれども、その範囲内でやることは全然やぶさかでないと思っております。ただ、このことについては、地域の方々のご意見を聞きながら進めていかなければいけないということ。あともう一つ、ちょっと学校のつくりというのが、教室は非常にあるんですけども、利用するに当たって、それぞれの教室に鍵がないとか入口が1つとか、そういったこともあってなかなか利用できないこともありますので、そういった課題の整理もしなければいけないと思っておりますけれども、ほかの利用が全くできないということではなく、それは町の考えだけではなくて地域の方々にそういった方々のご意見を聞きながらさまざまな利用をすることについては、許される範囲というのはあるんですけども、可能だと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

前、森の学び舎というお話をして、結局あれは防衛省の補助でなかなかそういうような縛りがあるような話で、小学校の廃校といいたまいますか、それを教育ふれあいセンターとして使っておりますけれども、そういった縛りみたいなのがあって、教育施設である以上教育関係でしか使えないとか、そういうようなこともあるんですか。

議長 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

基本的には文科省といいたまいますかそういった考え方はあるんですけども、最近少し間口が広がりまして、福祉的なものであればいいとか、いろいろなそういったこれまでとは違ったケースで認められることも出てきております。ただ、ちょっと全てが許されているということではないと思いますが、前よりは間口が広がって使われているところもあると思います。あと、補助の終わったとか、そういったとかですね。耐用年数が終わってしまったとか、ある一定期間が過ぎてしまったとかですね、そういうことの規制が解けたとか、ケース・バイ・ケースだと思いますけれども、前のように学校だから学校関係にしなければならないというのは少し緩んで間口が広がっていると思っています。

議長 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

この間新聞を見ておりましたら、川崎町では廃校になった4つの小学校を民間に賃貸して、レストランやカフェ、農産物の販売、スポーツライミング、ボルダリングっていうんですかそういったものとか、バスケのスポーツパークに活用したりとか、あとキャンプやアウトドアの体験ができる施設になったりとか、そういったものに貸して、年間60万円の賃貸料が入ってくるというようなお話があったり、そのほかにも青森のほうでは新しい工場にかえたりとか、そこでまた雇用も生まれているというような話なんかも聞いて、そういったようなものには大和町の場合はそういうふうに民間のほうの力を借りるようなことはまだ期間的にできないのか、それともやってやれ

ないことはないのか、そこいらをちょっとお伺いしたいんですが。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その期間的なことはちょっと、確実に調べてみないとわかりませんが、民間で利用するというのもそれはできるんだと思います。さっき言いましたとおり間口が広がっているといいました。ただ、学校の施設ということでございますので、これまではですね。利用するに当たっては地元の方々のご意見とかそういったことも非常に大きな要素になってくると思っております。この間といいますか前回、森の学び舎にした際には、そういった教育施設といいますか児童館というものをそこでやりましょうということとか、地域の方々がそこで校庭を使うとか体育館を使うとかそういったご意見もあった中で、ふれあいセンターということに現在はしておりますので、さっきも言いました地域の方々のご意見もいれながら、そういった幅広い活用ということは、許容範囲はあると申しましたけれどもその中でやれることではあると思っております。

議 長 （馬場久雄君）

今野信一君。

2 番 （今野信一君）

地域の方のご意見を伺うということなんですが、地域の方はどのようなご意見をお出しになつていますか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その当時には、自分たちでといいますか、集会施設として使いたいとか、あとはそういった団体で使えないとか、そういった話があったと思っています。詳しくちょっと、もう少し戻って見ないとあれですけども、まず地域としてご利用したいという意見が多かったと思っております。当時ですよ。

議 長 (馬場久雄君)
今野信一君。

2 番 (今野信一君)
最近はそういったようなお話を聞く機会というのはあったんでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
具体的にそのことについてそういったお話をしたことはございませんけれども、ただ教室が空いているとか、もっと活用したらいいんじゃないかとか、そういったご意見は聞いております。

議 長 (馬場久雄君)
今野信一君。

2 番 (今野信一君)
それでは、地域の方の要望に沿ったような使い方というものをさせていただきたいというふうに考えます。それとまた、さっき出した森の学び舎ですとか分校であった場所とか、そういったようなところもやはり費用がかかりますけれども利用者数がたしか数十名とかなんとかっていう数字も聞いておりまして、年間利用日数も大分少なかったような気も、日数まではちょっと上がってないんですけども、利用人数だけが52名だけかな、そういうような形で、1回でそのぐらい使ったのか、それとも1人の人が52日間行ったのかわかりませんが、そういうような形で施設がそういう状態になっているということで。でもそれを保全しなければいけないためにコストがかかるというような。これを逆に整備して、よそからそういう人たちを集めるような、そういう積極的な感じで、その施設を活用していこうじゃないかというような考え方というのはお持ちじゃないでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、森の学び舎というお話でございましたのであれですが、森の学び舎につきましては、お話のとおり防衛の施設、防衛の補助金でやっております。返還といいますか、やるにしても費用的にかなりの金額になるということは前にお示ししたと思っております。今、現在使っておられる方、山遭協とかそういった方でも使っておられますし、あるいはそういった年間で利用されている方もおいでです。あの建物は一つの目的、ああいう使い方をするという目的でやっておるところでございまして、もう少しやり方を変えるとといいますか、そういうことがあってということで、そういった皆さんのご意見、何かいい方法があればそれは、さっきも言いましたけれどもできる範囲というのがございますので、可能かもしれませんけれども、こういったことがあるかということについていろいろなお意見をいただければ、逆にありがたいと思っておりますけれども。

議 長 （馬場久雄君）

今野信一君。

2 番 （今野信一君）

ご意見を聞く動きというものはどのようにとられていますか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今現在は特別森の学び舎についてこう聞くということは、今は考えておりません。先ほども申しましたとおり、今回の計画の中で、いろいろな位置づけをしているところではございまして、これからその部署部署でそれをさらに分析といいますか、長寿命化の計画等々を見ていくわけでございますので、これからそういった議論になってくるのではないかと思います。

議 長 （馬場久雄君）

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

やはり、今ある施設をどのように使っていくか、そしてそれを有効利用して生かせるためにはどういうふうに動いたらいいのかというものは、積極的に捉えていって動いていくべきじゃないかと考えます。各小学校で今大変な、小野小学校ですとか吉岡小学校、結構大きな人数いるんですけれども、そういうような方たちが1クラスずつでも嘉太神分校ですとか難波分校ですとかに行って、自然に親しむような教育を行ってみようとか、もしくはほかの学校同士がその場で会って交流を深めるとか、そういうような。あと夏休みにはサマースクールみたいなものがあるんですが、実際サマーカーンプじゃないですけれども、そういったところに行って1日をそこで体験し勉強してやるような、何かそういうような形が、同じ学校施設、何というか考えようによっては別荘を持っている小学校といえましょうか、たまに夏場そっちのほうに行ってみようじゃないかというような感じの発想ということでもうまく利用できないのかなとかも考えたりもするんですが。やはり地域住民の声というものもいろいろ必要ではあるとは思いますが、それを待っているのか、それとも積極的にどうですかと聞いたところで急に聞かれてもなかなか出てこない。やはりいろいろな会合の中でそういったような話を振って、いろいろな意見を吸い上げ、それでやっていくというものも必要なんじゃないかなと思います。そういうような感じもあるんですが、いかが感じられますか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

お話の、嘉太神分校、森の学び舎とかそういったものとふれあい文化センターとはちょっとニュアンスが違うと思っておりますけれども。嘉太神分校とかそういったものにつきましては、教育委員会のほうでも吉田小学校の分校という考え、分校ではないんですけれどもね、そういった別荘というお話ですけれども、そういった場所として整理もしておりますし、今おっしゃったようなことはもう計画されて、おっしゃったような内容になっているかどうかは別としましてですね、そういったイメージは同じような形で考えてもう進んでいるところでございます。ふれあい文化センターにつきましては、おっしゃるとおりいろいろな意見を聞いて、ほかのは聞かなくてもいいということではないんですけれども、例えば文化センターの場合は地域の方が今使っ

ているわけですから、地域の方々のご意見も聞かなければいけないというお話を申し上げたのであって、嘉太神分校とかそちらについては、今議員がお話のような考え方、基本的な考え方は同じだと思っておりますが、そういった中で今進んでおるところでございます。

議 長 （馬場久雄君）

今野信一君。

2 番 （今野信一君）

それでは、ちょっと視点を変えまして、宮床児童館のほうの新しい設置場所といひましようか整備計画みたいなもので、移転して子育て支援住宅のほうも絡みがあって児童館が移るようなお話がありました。そういったところに今度、設置場所あたりに宮床基幹集落センターですか、あそのの近くに移動されるような住所になっていたと思うんですが、基幹集落センターはもう地区36年、たしか計画のほうも見ましたらそのぐらいたっているということで、そういう新しい施設をそこに設ける計画があるならば、そういった集落センターというような集会場の機能も含めたつくりにして、そういう施設を減らすような形とか、そういったような、せつかく建てられるのであるならば、複合化といひましようか、そういった施設と施設を合体して1つの施設に集約するような、そういうような計画というものにはならないいんでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回の宮床児童館の移転につきましては、子育て支援住宅ということもあり、宮床児童館が老朽化しているということもあって、今その移転のことも、場所も含めて検討をしております。まだ場所も決定したわけではございませんで、地域の方々のご意見も頂戴をしながら進めておるところでございます。一方で、今おっしゃったとおり基幹集落センターですか、そういったものと合わせてということでございますが、現在のところはそのような考えは持っておりません。なかなかそういったものになりますと、これもあれもと一緒にやればと、そのときは非常にいいんですが、そのためにはかなりの予算とかそういったことも必要になってまいりますし、補助の関係もいろ

いろ出てきますし、そういった考え方を持たないかということではありますけれども、全く持ってないとは思いませんけれども、今回の場合は持っておらないということをお願いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
今野信一君。

2 番 （今野信一君）

国のホームページを見て、公共施設等のマネジメントを効果的に推進するためということで、地方公会計において固定資産台帳の整備を行い、そして固定資産台帳のデータを活用して将来の施設更新、必要額の推計などを行って、当該推計結果等を公共施設等の管理計画に盛り込んで、同計画の充実、精緻化につなげていくとか、そういうようなことをしていきまして、公共施設等の集約とか複合化とか転用とか除却などに地域活性化の事業債とか除却債とも制定できるような形でお話になっているというようになります。58年度には公共施設の延べ床面積を10%減らすというような計画もしていく中で、これから今後、新しいような施設をつくるときには集約をしていくなり複合していくなりして近隣の施設を一つにまとめるとか、そういったような考え方というのも今後大切な、そういう10%縮減しようとするのであるならば、やはりそういうような努力なんかも必要だと思われるんですが、そういったような考えも今後持ちになるべきなんじゃないかと考えますがいかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回の計画につきましては、無駄なといたらおかしいですけども、そういったいろいろあるものを集約するというのも一つだというふうに思います。今後の管理に問題も出てきますし。あるいは、平成の合併があつて各地区にいろいろなものがあったのを合併したからそういったこともあるのかもしれませんが。いろいろな要素があるんだと思っております。そういった中で、そうやって集約してやるということ、これは大切なことだと思っておりますが、一方でさっきも言いましたけれども、その地域地域に必要な施設というのは必要な施設ということもありますので、その辺の選択

をうまくやって、その中でやっていくということだと思っております。10%という目標があって、非常に大きな目標ではございます。そのためにはやはりそういった施設の統合とかそういったことも当然方法の一つとしては考えていくべきだというふうに思っておりますが、だからといって全てを統合するということではなくて、地域性なり地域の実情とか考えた中でそういった整備が必要なんではないかと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

今野信一君。

2 番 （今野信一君）

公共施設の有効性を考えた場合、建設時に有効性というものは大分大きいと思うんですが、やはり時間の経過とともにそれは変化していく。建設時は十分であっても、人口減少とか地価の変動とか、土地利用の変化がありますと効果が薄れてくるということがあり、やはり最初は必要とされ、地域の住民の方が望まれたことでも、今の段階にすればやはりちょっと変わってきているということがあると思いますので。先ほど来から町長も地域住民の方のご意見を伺うというようなことも大分おっしゃっておりますので、そういった中で変化していくというようなものをうまく組み入れて、国のほうでも新しくつくることではなく賢く使うことというふうに考え方が変わってきていると書いてございましたので、やはりそこいらのことを考えながら施設も変わっていくべきなのかなとも思いますし、似たような施設が2つあるならば1つを減らすとか、そういったような形で今後、今から早速動いていかなければ、その目標に近づけるためには今からの動きが必要なんじゃないかなと考えました。

子育て支援住宅整備のほうで、先ほど宮床児童館の今建っているところ当たりとか、そういうようなことで、住宅地をそこいらに集中させるような形になるというようなことで、やはりその子育て支援の計画だけプラスそこいらに住宅がふえていただければインフラなんかも大分集中させて有効なのかなと考えますが、先ほど答弁の中ではそのような考えはないような、コンパクトシティというような形をこちらのほうでは言ったんですけれども、何かそういうような住居にしてもやはり集中していただくことによってインフラ整備のほうも物すごくコストが浮くんじゃないかなと考えますが、そういったような子育て支援住宅地も核となってそこから広げていって、そこいらに集中させるというような、そこまでの大きな計画という考え方はお持ちじゃないんで

しょうか。

議長 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

先ほどコンパクトシティの計画はないと申しましたが、今のお話がコンパクトシティだとすれば、ちょっと私が言ったのと違う、私のニュアンスと違うと思いました。私は、ほかにいる人たちを1カ所に集めて、今そこにいっぱいいる人たちを集めて、そういった計画はないのですかという質問だと思いましたから、そういったことはございませんと申し上げました。今の子育て支援住宅ということについては、そこが自動的に宅地開発できるかというところとそうでないケースもございますので、一概には言えません。ただ、そういったことによってそこに人が集まってくるということは、それは非常によろしいことだと思っております。ただ、そこに団地をつくってどうのこうのというようなそういう計画ではなくて、住宅団地をつくってということではなくて、そこを中心として例えばほかの方々も住宅をつくるとか、そういったことは大変結構なことだと私は思っております。

議長 長 （馬場久雄君）

今野信一君。

2 番 （今野信一君）

先日、活性化特別委員会のワーキンググループの視察で、神奈川県寒川町というところにお伺いしたんですけれども、そこは面積は13.42平方キロメートル、人口が4万8,000人、面積でいうと大和町の5.95%、人口は1.67倍ということで、大変コンパクトといたらおかしいんですけれども、人口密度が高いところで、こういうところだとそういうインフラ整備も大分効率的な感じでいいなと。大和町というところは自然が豊かで大変いいというようなところもあるんですが、その反面やはりインフラにかかるお金が大分膨大な形になるし、上下水道にしろ道路にしろそういったものに関しましてもやはり大分費用がかかってしまい、何かそういうようなものを感じてきたわけなんですけれども、やはり大和町としましても、今まである道路をそのまま維持するのにも大分負担も大きくなるんじゃないかとも考えますし、そういうような都

市計画といいたいでしょうか、もし居住区が集中できれば、もしくは工業団地ですとか区分けがきちんとでき、うまくそういうようなものになっていけば費用もかからずに済むかなというふうを考え、そういうふうなことを一つ、コンパクトシティという言い方ではないですけども、そういうような集約ができないかなというふうに思ってお尋ねしたわけございまして、そういうようなところのお考えといいたいでしょうか、方向を示されて計画を出されていくことの必要性があるような気もするんですが、そういったような思いというのはお持ちじゃないでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その神奈川県ของそういうお話、その面積といいたいますかコンパクトで、多分都市に近くてとかいろいろな条件がいいんだと思っています。それぞれの条件の中でまちづくりというのはやっていくと思っておりますが、さて大和町で例えば吉岡に集約しましょうとか、宮床に多いから集約しましょうかっていう考え方は私はございませぬ。これまでも大和町というのはこういった歴史の中でできてまして、それぞれの地域があります。全てを、レベルアップをもちろん目指すんですが、全てがコンパクトシティ、神奈川のようにはならないかもしれませぬけれども、そういった人たちをこっちに来てくださいと私は言えませぬ。そちらの方々が持っている住まい、歴史、そういったものを捨てて、ここに集約してまちづくりをしますからここに来てくれませぬかというまちづくりは、申しわけない、私は思っておりませぬ。理想的なのかもしれませぬけれども、それぞれの地域があつて、そこのレベルをアップして、皆さんがそこで住んでいける、ですから子育て支援住宅も今回それぞれのところにつくつて、そして減少の部分をなんとか歯どめをかけようという考え方を持っているものですから、そういった意味でのコンパクトシティという計画は、私は今持っておらないところでございませぬ。

議 長 （馬場久雄君）

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

私の言い方がちょっとまずかったのかなと思うんですが、そこまでの、私も、集約という話ではなく、やはり地域性を重んじた中での各地区ごとのそういったことができないのかなど。もちろん土地区画の線がありまして、新しく住宅地を求めることができない地域とか、そういったものがありますよね。そういった形が結局新しくそこに土地を求めようと思ってもそこには宅地が、建てられないですとか、そういったようなことがあり、そういったものが結局はそういったことに結びつくのかなというふうに考え、ちょっとお話をしたぐらいで、別に吉岡に集中させるとかそういったような思いは特にはないわけなんです。そういったインフラ整備につきましても、今までのとおり、結局、そういうふうに区画がきちんとして、都市計画があり宅地にできないようなところがあったり、そういったようなことであるならば、やはりだんだんそのほうは受け継いでいく方がいなければだんだん空き家がふえてきてしまうというような形になるのかなど。そういったようなことが結局は居住区を集中させるというような形になる、そんな考えなのかなというふうに考えたんですが、そういういったようなことではないんでしょうかね。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

住宅を建てられない調整区域ですね、今、いろいろ心配、課題にされています、調整区域につきましては、町で決めるものではなくて、大きな仙塩広域の中で決められております。そこに新しく住宅をつくるということについては、非常に難しいと。ですからこの間鶴巣地区においてはああいった形で、一定の部分だけ解除という形の手法を、今、落合地区につきましてもそういった形で県と協議をしておるところでございます。なかなか調整区域については、思いはわかるし、私もそう思う、その辺何とかしたいというふうにいるいろいろあって、これは町だけではなくて皆でやるべきではないかというご意見もいただいております、そういったことで、見直しとかのときにはそういったお話をしているんですが、なかなか調整区域の考え方を切りかえるということはなかなか今のところはまだ難しい状況ですが、ほかの方法をいろいろ工夫していきたいと考えております。それから、白地とかそういったところは建てられるわけですから、あそこについては、そういった魅力ある住みたくないといいですか、

そういった環境が必要なんだと思います。そういった意味で、今回の子育て支援住宅とかそういったものについては一つの起爆剤まではならないかもしれませんが、そういった注目してもらう一つの方法ではなかったかと、今思っておるところでございます。調整区域についての考え方は、私もそういったもので、そういったものがあるがゆえの弊害ということについては、議員と同じように思っておるところでございます。

議 長 （馬場久雄君）

今野信一君。

2 番 （今野信一君）

どうもありがとうございました。やはり公共施設、これから大分、最初に申し上げましたが更新ですとかそういったものに関してこれから大分財政を圧迫するような、でも大和町はまだ人口が伸びているということで、ほかの町村から見ればうらやましがられるようなところがあります。今の段階からやはりそういったものに着手して、インフラ整備ですとかその更新、また施設関係なんかにやはり計画を持って、地域の方のご意見を取り入れながら施設の有効な活用の仕方、そういったようなものを考えながら、整備していかれるというようなことを切に望みまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 （馬場久雄君）

以上で、今野信一君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩の時間は10分間といたします。

午前10時48分 休 憩

午前10時58分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番槻田雅之君。

5 番 (槻田雅之君)

皆様おはようございます。

それでは、通告に従いまして私からは町長に1件質問いたします。

質問は、ご当地ナンバープレートで町を知ってもらってはです。

町外の人に大和町をもっと知ってもらうため、大和町で発行しているナンバープレートに町のキャラクターやシンボルマークを追加したり、ナンバープレートの形式などを検討して町外の人がナンバープレートを見ただけで大和町とわかるようにアピールすべきではないかと考えますが、町長の所見をお伺いします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問でございますけれども、ご当地ナンバーにつきましては、平成28年10月現在で全国で1,718地区町村のうち441地区町村で導入されております。県内では登米市が平成20年10月に米をイメージしたナンバープレートを導入し、現在では10市町がご当地ナンバーと導入しております。導入している市町村の多くは、市制施行等の記念事業あるいはマスコットキャラクターのPR等を目的として導入されているようです。ご当地ナンバーを使った町のPRにつきましては、平成19年12月、平成23年12月の定例会におきまして一般質問がされておりました、その際には、原動機付自転車の登録台数の減少、作成費用、町税コストの面、PR効果等も一過性のものと思われるため導入は難しいとしたところでございます。現在、本町の125cc以下の原動機付自転車の登録の状況につきましては、957台となっております。前年度と比べ69台、5年前と比較しますと160台の減少となっております。全体としましては、農耕用の小型特殊自動車等を含めますと1,886台にナンバープレートを交付しております。原動機付自転車の新規登録台数においても減少傾向にございまして、平成28年度は125台で、平成27年度より60台減少しております。近年の50cc以下の原付1種の販売台数は急速に落ち込み、10年前の47万台に対して19万台となっております。また、アピールという点では、話題性が取り上げられますが、現在ではその効果も薄れてきていると導入自治体から聞いております。このことから、今後の原動機付自転車の登録台数は減少にあることから、アサヒナサブローのゆるキャラグランプリや各種イベントのほうによりまして町をアピールしていきたいと、このように考えてお

ります。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)
梶田雅之君。

5 番 (梶田雅之君)

今の答弁について、何点か質問させていただきます。

今、ご当地ナンバープレートを導入しない理由、大きく言いますと登録台数の減少、あとは作成費用、町税コスト面、PR効果と大きく3つほど言われたかと思いますが、まず登録台数の減少なんですけれども、今の答弁聞きまして登録台数、1年間の登録台数が減っているということを理解しました。でも大和町としましては、人口がふえているのは現実であると。逆に、車の台数はちょっとわかりませんが、125cc以下、あとは50ccですか、減っている理由というの、もし町長のほうで理由がある、わかるのであれば何か、所見でも構いませんけれども何かありましたらちょっとお聞きしたいと思いますのでお願いします。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

原付が減っている理由ということですね。ちょっと私も詳しく聞いたことがございませんが。以前は結構高校生とかが乗っていた気がします。通学とかですね。そういったものについては今学校でそれぞれ、そういった規制をしている学校もあるようですし、そういったことも一つあるのではないかと思います。あとは、いろいろな理由があるんでしょうけれども、ちょっと、皆さんがもう少し大きいのに乗るようになったものなのか、車、軽自動車とかそういったものが普及してきているということがあるんでしょうかね。

議 長 (馬場久雄君)
梶田雅之君。

5 番 (槻田雅之君)

もう一つ、費用の面がございました。費用の面につきましてはもう先ほどの答弁の中で、平成23年の12月に費用の面でナンバープレートの制作費、金型のデザイン変更には費用が100万円ほどかかるという話がございました。ナンバープレートに関しましては、形状とか例えばシールとかいろいろなやり方あるんですけども、金型を変更せずに、例えばナンバープレートに張るシールを作成するとか、プレートの上にラミネートを加工するとかそういう形で結構費用を抑えられるのではないかと考えているんですけども、その辺の検討とか何か、プレートの形式とか、ナンバープレートに何かしらシールを張るとか、その辺まで検討されたのかどうか、もしございましたらばお聞かせください。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ナンバープレートにシールを張るとかそういった検討はやっておりません。

議 長 (馬場久雄君)

槻田雅之君。

5 番 (槻田雅之君)

確かに金型のデザインですか、今の四角からちょこっと例えば登米でいいますように米型にするとか、大和町であれば七ツ森をイメージしたように上にぼこぼこ7つの山をつくるかという形で金型ですか、に関しては費用がかかるんですけども、金のかからないやり方もあるかと思しますので、その辺も検討してはいかがではないでしょうかと思います。

ご当地ナンバープレートを導入しない理由、一般的に3つほどあるそうです。1つ目といたしましては、自治体で代表してのイメージできる素材が1つに絞り込めない。何を言いたいかというと、大和町でいいますと農産物とか自然とかいろいろな複数あって、じゃあこの町としてどれにするんだという形で1つの素材に、モチーフを1つに絞り込めない理由があると。2つ目としましては、先ほど言いました登録台数の減少。自分の自治体から外に行かないので十分な効果が得られないという理由もある

そうです。そして3つ目として費用の面がございます。今、費用の面と登録台数につきましてお聞きしましたので、1つ目の大和町としてのイメージできる素材、モチーフ、もし1つに絞り込むとしましたらば、町長として何が一番適切であるか、もしお考えがあるのであればお聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

考えがあるならばということですので、具体的に考えてトップのイメージというのは、いっぱいあるんですね、七ツ森とかですね、それからアサヒナサブローとか。きのうもありましたけれども伊達いわなとか、そういったのがいろいろあると思いますので。一般的にいうとやっぱり七ツ森というイメージが大和町というところではないかと。これは全体のイメージとしてですけども。

議 長 （馬場久雄君）

槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

私も大和町のイメージとして考えてみますとこれはやっぱり七ツ森あとは吉田川、船形山あとはアサヒナサブロー、あとは最近の伊達いわなではないのかなとも思っています。その中で一番モチーフとして適切であるのはやっぱり七ツ森、アサヒナサブロー、伊達いわなではないかとは思っております。物産品をPRするのであれば伊達いわなもおもしろいのではないかと思っております。2011年の12月の定例会で、今回も答弁にありましたが、ナンバープレートよりはアサヒナサブローのゆるキャラグランプリや各種イベントの方法によって町をアピールしたいというお話がございました。2011年の12月の定例会の答弁の中で、アサヒナサブローの着ぐるみの活用などにより推進していくことがより効果的であると答弁されました。今回も同じような答弁で、今も意思是前と同じだなと思っておりますが、このアサヒナサブロー、ゆるキャラですが、2011年の12月の答弁の中で、ゆるキャラでは350体中245位、今回の広報にも載っておりますが、今回の6月の広報ですね、去年は1,421キャラ中289ということでした。8月1日からゆるキャラの投票が開始されるということでした。

す。アサヒナサブローのゆるキャラを全面的にナンバープレートよりは推進するという話であれば、ゆるキャラを上位になるような施策、どのようなことを考えているのか、考えていたのか、その辺あればお聞かせいただければと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

このゆるキャラにつきましては、人気投票といたしますか、何年かやっていますけれども、まず庁内でみんな毎日投票しましょうということでやっております。何名投票しているかまでは確認はとれておりませんが、それから広報とかそういったものでもお願いしておるし、あとはホームページですか、という形でお願いしています。お願いといたしますかね、はい。

議 長 （馬場久雄君）

槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

町のPRの仕方、いろいろございまして、私はナンバープレートがいいのではないかと考えていますが、町長はアサヒナサブローの着ぐるみ、ゆるキャラで進めたいということでございます。今、大和町にアサヒナサブローの着ぐるみ、私は1体しかないのではないかと考えておりますが、それを推進してアサヒナサブロー全面的に町のPRするのであれば、そのアサヒナサブローの着ぐるみ自体を1体ではなくて複数作成する、よく2階に飾っておりますが、出張中とかよく見かけてございます。また、町内会のイベント、小学校、あとは幼稚園、保育所とかに出向いて、逆に町民の人にもアピールすべきではないかと考えておりますし、その複数のうち1体はもう少し、今の制作費幾らかかったとございますが、それより安価で普通の町内会、行政区貸したりして、貸し出しなどできるようにして、もっと町全体として町おこし、アサヒナサブローさんですか、をやる必要があるのではないかと考えておりますが、その件につきまして町長のお考えがあればお聞かせいただければと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、アサヒナサブローは1人、1体でなくて1人です。何人もいてはいけないんです。それで、だから1人と。そういうことで、今、しょっちゅう出張しております。イベントにも各種お祭りとか、あとは町外にも出ております。それから去年は十三郎という弟分ができて、2人でPRをしておるところであります。あと、1人ですので、中に誰入っているかとかってあんまりそういう話になるとまずいので、企業秘密もありますので。多くの場所に出るといことでPRするということは大切だと思っておりますが、去年そういったことで十三郎もいますので、今2人で合わせてPRという形になります。

議 長 （馬場久雄君）

槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

アサヒナサブローさん1人であるということわかりました。熊本のくまもん、あれも1人なんですけれどもワープするんですよね。何だか5秒ぐらいで東北から九州に行ったりね、もございますので、なるべく1人で何分かでいろいろなところに行けるような仕組み、大体ご存じだと思うんですけれども、そのような仕組みも考えるべきではないかと思っております。

最後になりますが、ご当地プレートは地域の魅力がさまざまな工夫により表現されております。見ているだけで楽しくなり、その取り組みは地域の個性を、魅力をアピールする自治体のシティセールスの一環としてとられております。ご当地プレートが住民に親しまれる町の紋章となればあらゆる場面でそのデザインに使用されることとなります。ちょっときょう、大和町の封筒とか持ってきたんですけど、これには当然七ツ森、アサヒナサブローさんが載っているんですけれども、何か広報にはこの絵柄がないので、そういう形で、ないですよ、表紙とかに。この絵柄を全面的に大和町としてアピールしていただければなと思っております。以上の観点から、ご当地プレートは町おこしのPRの一つではありますが、町のモチーフ、先ほど言いました七ツ森、アサヒナサブローさん、ナンバープレートにかかわらずゆるキャラでいくならゆるキ

ャラでいくと、そちらに集中していただきまして、いろいろな場面での町おこしのPRをしていっていただきたいと思います。

最後に町長としまして総括したご意見をお聞きしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

議員お話のとおり、町をアピールするといえますか、PRすることは非常に大切だと思っております。そういった中で、一目でそれを見て大和町とわかるといえますか、今お話しありましたサブロー、セツ森等々ございますので、そういったものを十分に使いながら、さまざまな方法で町をPRしてまいりたいと、こういうふうに考えております。よろしくをお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

槻田雅之君。

5 番 (槻田雅之君)

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議 長 (馬場久雄君)

以上で、槻田雅之君の一般質問を終わります。

次に、10番今野善行君。

10 番 (今野善行君)

それでは、議長のお許しをいただきましたので一般質問させていただきます。

今回は、1件、2要旨でさせていただきますが、まず、減反政策、いわゆる生産調整の廃止に伴う本町の対応策についてお伺いをするものであります。ご案内のように、平成30年度からこの米の直接支払い交付金が廃止され、さらには国は生産数量の配分を廃止して農家や自営等が販売状況や経営戦略に基づいて生産量を決定する仕組みに流れが変わってきたわけであります。過般の新聞にも載っていましたが、宮城県では宮城県農業再生協議会が国の需給見通しなどの情報提供をもとに、生産量の目安を

設定することとなったということで新聞に載っておりました。これを受け、地域再生協、この地域再生協は大和町の場合は大和町の水田推進協議会になりますが、この再生協が生産者別の目安を示す流れとなっているということでございます。

1) この政策転換が本町に与える影響と、生産調整の対応についてどのようにお考えになっているかお伺いしたいと思います。

2) この政策転換を踏まえ、本町の基幹産業としての農業振興対策を策定し、農業者に示すべきではないか。

この2点についてお伺いたします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問でございますが、減反政策、いわゆる生産調整等の廃止に伴う町の対応策についてでございます。

初めに、我が国では1964年から米の消費が減少しましたが、農業技術の向上で米の生産は増大し、食糧管理制度下で政府の在庫米が急増しました。減反政策はその対策といたしまして1969年、昭和44年以降に実施された施策でありまして、作付制限と転作による米の生産調整、いわゆる減反が図られました。減反政策が維持されてきた理由としましては、大量の米が市場に出回ることにより、価格は下落し、農家が大打撃をこうむることが挙げられます。米の直接支払い交付金の制度は、農業者個別所得補償制度の米の所得補償交付金として平成23年産から10アール当たり1万5,000円が農家に交付されたのが最初でございまして、平成25年産から経営所得安定対策に制度が改正されまして米の直接支払い交付金として交付されましたが、平成26年産からは10アール当たり7,500円に削減した上で、平成29年産までの時限措置として実施されました。また、国による生産数量目標の配分も廃止となります。それにより、平成30年産以降の対応方針といたしまして、生産者や集荷業者団体が需要に応じた生産を行うこととなり、当面の間宮城県農業再生協議会が生産の目安等を設定しまして、これを受けて、先ほどお話しましたけれども地域農業再生協議会、町の地域水田農業推進協議会が生産者の皆さんに提示することになります。これによりまして事実上米の生産調整に対する強制力がなくなりまして、生産者が自主的に米を生産できるものとなるため、提示された生産の目安等に対する生産者の協力低下が懸念されますことから、

なお一層の協力が求められるものと考えます。

次に、政策転換を踏まえて、本町の基幹産業としての農業振興対策を策定し、農業者に示すべきではについてでございますが、平成30年以降も経営所得安定対策として継続されます畑作物直接支払い交付金や、米畑作物の収入減少影響緩和交付金及び水田活用の直接支払い交付金などの交付金を有効活用すること、これは交付単価が高い飼料米や米粉用米の作付等でございますが、利用することを推進しまして、農家所得を安定させるために地域農業再生協議会を通じて農家の皆様に協力の働きかけを行ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

10 番 （今野善行君）

ご答弁いただいたわけでありますが、内容については100点満点の回答かなと思うんでありますが、一つは、このいわゆる生産調整の問題についてですけれども、これが出てきた背景についてですが、町長としてどういうふうに捉えられているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

減反が行われた背景ということですよ。先ほど申しましたけれども、生産量が伸びたことと需要と供給のバランスが崩れたということで、そのことによって米価が低下するというので、また不要な在庫がふえるということですね、そういったことで生産調整をして在庫の調整、あるいは価格の大幅な下落を抑えるということ、先ほど申した中でありましてけれども、そういった形で農家の皆さん方に協力を求めると同時にその分の補償といいますか、そういった協力をするという考え方が基本と思っております。

議長（馬場久雄君）

今野善行君。

10番（今野善行君）

スタートはそういうことだったと思うんでありますが、現在のこの生産調整のあり方については、規制改革推進会議、内閣府の、ここが大きな提言の根拠といたしますか、現在のですよ。昭和40年代の、46年でしたかね、の減反政策については町長がおっしゃったとおりにかと思うんでありますが、その現在の生産調整の進め方、背景としては、一つは規制改革推進会議が一つありますし、それからもう一つはTPPの問題、あるいはその以前のEPAのいわゆる貿易問題があって、規制改革ができたわけだろというふうに思います。国はそれを米価下落の下支えとして、今なさっているような政策をとってきたわけですが、この規制改革推進会議の思惑というか目的ですね、これは生産調整の廃止をもって、いわゆる米価を市場に任せれば米価は下がるであろうと、そうすれば、米価が下がって減反の補償金も将来的にはなくしていくと。そのことによって、いわゆる小さな農家や兼業農家、こういう方々が稲づくりをやめるであろうということなんですね。やめればその農地を大規模農家あるいは法人経営農家に移行するであろうということだと思えますね。その裏付けとして出てきたのが農地の中間管理機構が出てきたわけでありまして。今現状、実際、今規制改革推進会議で言っているような現状にならなかったというのが一つあると思えますね。一番ショックが大きかったのは、民主党政権時代の農業者戸別所得補償のいわゆる岩盤という部分なんですけど、これが出てきて、それを廃止してこういう流れになったわけでありまして、これが出てきたときに米下落したわけですね、一時的に下落してきたわけでありまして、ただ、いわゆる生産調整によって一つは飼料米、これに数量払いを導入したというのが一つと、それからJAグループとか生産者グループが生産調整に協力をした、あるいは深ぼりをして計画以上の生産調整をしてきたということが米価の下支えになったという分あるかと思えます。この部分については、先ほど言いましたように、規制改革推進会議自体ではそういう想定はしていなかったんですよ。それが、今の現在の米価になっているわけでありまして、今、財務省もいろいろ言っているわけでありましてけれども、結局今の国の政策の中で農業を本当に、何か片隅に押しやられるような状況になってきているということです。3月の定例会のときも申し上げましたけれどもですね、農水省がなくなるんじゃないかという話まで出ているわけでありましてから、そういう今の現状の中で、いわゆる稲づくりといたしますか米を

中心とした日本の、瑞穂の国と言われたのが、2000年以上も延々と続いてきたのが、これからどうなるんだというのが一番心配しているところでございます。それから、もう一つ批判的にされているのは、生産調整の絡みで飼料米の生産に対する交付金がぐんと上がったわけですね、最大10万5,000円まで上がってきたと。これが、今度今まで輸入してきたトウモロコシとか飼料の原料、餌の原料になるものが抑えられてくると、それに対する貿易摩擦がまた出てくるのではないかというふうな論評もあるわけでありまして。そういうことからしていくと、なかなか今日本の農業がどういうふうになっていくかという、国に任せておくと本当に心配なところがいっぱいあるわけですね。最近弱くなってきたのが、農林業の多面的機能とかのアピールが全然、何ていうか、低下してきているとかですね、そういうふうなこともあって、あるいは一方では温暖化の問題がいろいろクローズアップされてきているとかっていう、何か矛盾したことがいろいろ出ているのではないかなと思っております。

本町の話に戻るわけですが、大和町の状況を、センサスの統計のデータだと思うんですが、そこから読み取れるところは、確かに農地の集積が進んでいるというのは、これは理解をしているところであります。ただ、一方で、いわゆる5反歩以上から中間的な3町歩未満の農家の戸数というのは、依然として七、八割占めている状況になっているということでもあります。これは現在なかなか農地の集積も一段落したような形になって、余り進んでいないというのが現状ではないかなと思っております。ただ一方で、今の農業情勢の中でなかなかこのまま農業を続けることは難しいと、高齢化の問題、後継者の問題、いっぱいあってですね、なってきたということで、今の経営主といいますか、高齢化に伴って、なかなか継続することが難しくなってきた。一方で預けたいんだけど、条件が悪くてなかなかそれらを受け入れていただける大規模経営農家をやろうとする人たちがいなくなってきた現状があるのかと思います。そういう中で、どうやって農地を守り、あるいは地域農業を発展させていくかというのは、町としての課題だろうと思うんですが、その辺について町長のお考えがあればお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、農業といいますか米づくりといいますか、について、議員のお話のと通りの状

況だと思っております。国の関係がそういう形で進んでおりますし、大規模化することによって効率化になるんでしょうけれども、その小さい方々のケアといいますか、そういったものが抜けた形、私もそのように感じております。大和町、意外と町のほうでございますけれども、大規模化といいますか集積が進んだ分についてはある程度進んでいるんだろうと。ただどうしてもこういうのは、条件のいいところで進みますので、条件が悪いと言ったら語弊があるのかもしれませんが、耕作のしづらいところについてはなかなか集約が進まないという状況、ですから、どんと進んだけれどもこれから進めるのはなかなか大変な部分があるのではないかというような認識しております。さらには高齢化とかそういったものについては、その状況であります。これは大和町に限らず、どこの地域でも、どこでもこういう同じような課題があるんだろうなと思っております。これに対して町としてということなんですけれども、さっきありました、例えば所得補償とかあいつた話になってくるとちょっと町のほうでは厳しい話なんだろうなと。こういうのは町のほうではというよりもやっぱり国でやるべきもの、それをやめてきているところなので、町でどうするんだという話になりますけれども、さっきも言いましたそういった制度の所得安定対策とかですね、そういったものをまずしっかり町でできる分をカバーしていくということが一つ大事なことだというふうに思います。あとは県とかそういったところもいろいろ考えておるようでございますけれども、具体的にこうだというのがなかなか県でもまだ示していない、まだというか、見えてないところがあると思えますし、例えば農業団体、農協とかでもそれぞれにという状況では、今、なかなかないのだろうと、再編の問題もあるようでございますし。これ、町としてということをおっしゃることはよくわかるんですが、町でできる範囲といいますか、これについてはある程度、こういう言い方は、限られたといいますか、中での政策、そして町単独というよりも国の施策とかそういったものとタイアップした形の中で、よりメリットを生むというか、そういった形のやり方、さっき言った安定対策の一生懸命取り組むということになってくるわけでございますが、そういった対応が町で今できることではないかと。新たに町独自でというのについては、なかなか、いつも申しますけれども、販売とかそういったことまで出てくる課題にもなってくるわけですので、町単独というのはなかなか難しいんではないかと思っております。したがって、単独でできることといえばさっき言ったような国の制度にプラスをした中での町独自の支援とか、そういったものを少しでもできるように努力してまいりたいと思えます。

議 長 (馬場久雄君)

今野善行君。

10 番 (今野善行君)

これまでも、農業政策といいますか何回か質問させてもらって来ていますが、回答については今町長がおっしゃったような回答がほとんどでした。そういうことで、今さっき申しましたように、国の流れに乗っているとなかなか農業振興が図れないのではないかというのが私の思いであります。そこで、さっきも申しましたが、大和町の今の農業人口なり農業経営者の状況なりあるいは集落営農の状況を見ますと、国が言うようになかなか、いわゆる攻めの農業っていうのは非常に難しい状況にあるのではないかなと思います。町内にも法人化したところ、集落営農から法人化したところもあるわけではありますが、それもなんとか今交付金を活用しながら経営を維持しているんだろうと思っておりますけれども、このままでいいのかっていうのが一つあると思うんですね。なかなか、一方では輸出がうんといいようなことを言っているんですが、農林水産の輸出の中はほとんどが水産物の加工品が多いんですよ、そういう意味ではそれぞれいろいろな、県もそうですし、国も力を入れようとしているわけですが、都道府県によってはみずからのそういう開拓をしているところもあるようでもありますけれども、なかなか難しいところがあるというふうに思っておりますので、ちょっとこれ、私からの提案といいますか、今までもいろいろ言ってきましたけれども、今、農業経営が何とか維持できているのは、今町長がおっしゃったように、いわゆる転作の交付金があるからなんですよ。さっきも申し上げましたように、交付金については財政で、財務省が非常に渋ってきているというのが出てきているのはご案内かと思うんであります。そうなってきたときに、本当に餌米もそうですし、競争力がつくのかどうかということだと思えるんですよ。多分、一番大きい飼料米の交付金が減ると、今度つくる人が減ってくるということも考えられるわけなんだと思います。そうなってきたときに、何をつくるかという、やっぱりさっきも縛りがなくなりましたので普通の米をつくるようになる可能性があると思います。今の米価水準を見たときにですね。そうやっていくとまた米価の下落が進んでいく。そうやっていきますと今度米をつくるのもやめる人が出てくると、あるいは大規模経営農家もなかなかそれは維持できないのでということでやめていく人がいて、今まで借り受けた農地も返しますというようなことが出てくると、どんなことが出てくるかって、発生しますかっていうと、耕作放棄地がふえていくということになるのではないかなと思う

んでありますが、そういう負のスパイラルといたしますか、そういう流れになるのではないかと私は思うんでありますが、そういう今の現状を考えたときに町長としてその辺のイメージといたしますか、どういうふうに捉えられているかちょっとお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

どういうイメージということでございますけれども、悪いほう悪いほう悪いほうとつないでいくと、そうなっていくということだと思います。その中で、それをどこかで食い止めるといいますか、そういったことが大切、必要になってくるんだろうなと。今、議員おっしゃったとおりの流れでいくと、そういうことで悪いほうにどんどん入っていくということでございますので、イメージとすれば、そっちを考えればそういうイメージに当然といたしますか、なっていくんだというふうに思います。それで、国ももちろんいろいろ考えてはいるんだとは思っております。大きい農家ばかりではなくてですね、そういったことも考えているんだと思っておりますが。そこで、町なり公共団体なり、農業団体なりがどこでそういったことをストップをかけるか、あるいはそれを、方向性を少し修正するかということが大事になってくるのではないかと。具体的にどうするんだと言われるとちょっとその辺はまた難しい話になりますけれども、悪いイメージじゃなくていいイメージのものももう少し出してつなげるということも必要なんではないかなと。なかなか難しいですね。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

10 番 （今野善行君）

おっしゃるとおりですね、悪いイメージといたしますか、そういうふう考えていくと悪いほうに流れていくので、どうやっていい方向にもっていくかというのも一つの方策だと思うんであります。そこでであります、とにかく今、全国的に見ても水田農業経営を主体とした農家あるいは農業法人なりが、一生懸命やっているところはそれなりに成功といたしますか、先進的に取り組まれているところは結構あるわけでありま

す。そういうところを追っていきますと、やっぱり行政の何というんでしょうか、絡みといますか、行政がそういうところにどうかかわっているかというのがやっぱり見えてきているかなと見ております。町としても、やはり農商工バランスのとれた産業の振興をしていくというのを柱にしておりますし、それから職住近接ということで企業誘致を図りながら住居もふやしながら人口維持、あるいは発展をさせていくという基本的な考え方、方針があるわけでありまして、本町もこれまでの歴史を見ますと、そういう流れで進んできているというふうに思っておりますが、一方でやっぱり農業はなかなか見えてこない部分があるかと思えます。そこで、ちょっと提案といたしますか、私見になりますが、3月の定例会でも申し上げました。農工法が改正になりまして、5月26日の参議院本会議で通過しまして、6月2日に公布された農工法が、農村地域への産業の導入の促進に関する法律として公布されております。私提案したいのは、何でこれを取り出したかという、この前の定例会でも申しましたように、若い世代の田園回帰が非常にふえてきていると。そういう農村地帯に住みながら、あるいは農業経営をしたいとかですね、あるいは兼業農家でもいいから農業に携わりながら勤めたい、これ総務省のデータです、今申し上げたのはですね、あるわけでありまして、そういうものを活用しながら、さっきも今野議員がおっしゃったように、いわゆる農村地帯の空き家の問題とかが発生しているわけでありまして、今いろいろ取り組みが進められております地域おこし協力隊、こういう方々を募集して、いろいろなアイデアをいただきながら最終的には、農村地帯という用語があるかもしれませんが、農家の空き家を活用して定住していただくとかですね、そういう方法もあるんじゃないのかなと思えます。そういう方々が働きながら農業経営、経営までいくかどうか分かりませんがいずれ農業に携わりながら勤める、そういう場が、今申し上げた農村地域への産業導入の促進に関する法律とかいうことで、これが今度農工法がどういうふうになるか、正しくいうとどうなるかわかりませんが、その新農工法とでもいいますか、これを活用しながらまず人を呼び込む、そのことによって定住者をふやす、人口減対策にもなるんじゃないかと思えますし、いわゆる旧村地域の人口減対策の一助にもなるんじゃないのかなと考えているわけでありまして。いろいろ見ていると、世界一の農業経営規模を誇るオーストラリアでも、兼業農家を奨励しているそうあります。それは、要するに大規模農家ではできない部分を兼業農家が支えているという部分が結構あるようなんです。具体的な中身はちょっとわかりませんが、そういう情報も聞いておりますので、要するに本町として兼業農家をふやしながらここに定住していくという方策も一つはありではないかなと思えますが、その点について

町長はというふうに思われますか。

議長 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

兼業農家ということでございますが、兼業農家というのは本来大和町でも目指したところがあるのではないかと、職住近接という中には地元の方々が働きながら農業をしてという、新しい人が来るばかりではなくてですね、そういったイメージもあったのではないかと考えておりますし、兼業農家というのは今専業農家の規模を大きくするということがばかりというところですが、そういったものが出ていの中で、大切な役割を担うと申しますか、先ほど言いました大きなところでやり切れない分とかですね。この間本か何かで、今こそ兼業農家の時代とかというものが地域であって、そういうのがあって、ちょっと本読んでみたいなどと思っていましたけれども。兼業農家という役割が非常に大切になってくると私は思っております。それで、職住近接という、今、企業も来てもらっているわけで、そういった意味では、すぐできるものではないのかもしれませんが、例えば今働いている人でも、農業やりたい人がいたかもわかりませんが、そういった方々にやってもらうということもあるでしょうし、さっきありました地域おこし協力隊ですか、そういったところの方法もあると考えております。前も空き家対策でいろいろやっていますので、そういったPRの仕方も一つ、そういったことでもどうですかというアピールの仕方もあるのかなと今思ったところでもあります。そういった方向もいろいろ勉強してまいりたいと思います。

議長 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

10番 （今野善行君）

ぜひ、農業振興という大きな発展は非常に難しい産業になってきていると思うんですが、その環境問題なりそういうものを含めて考えていった場合に、農業経営のいろいろな形態のあり方というのもしっかり分析をして、そしてこの地域、町の維持発展につなげるようなことを考えていく必要があるんだろうと思います。そういうことで、ぜひ、2問目に申し上げた、前にも申し上げました農業振興計画と申します

か、ぜひこれに取り組んでいただきたいと。これについては、先ほど申し上げましたように地域おこし協力隊とかそういう人材の活用もあるんだろうと思いますし、当然農協とかあるいは農業法人とか、そういうところの意向なりあるいは兼業を目指す、兼業で今一生懸命やっている方もたくさんいらっしゃいますので、そういう方々の意向を把握するなどして、ぜひ町でもいろいろな場面でアンケート調査なんかをやっておりますので、JAの協力を得ながらアンケート調査をするなどして、ぜひ農業振興計画あるいは農業振興ビジョンと申しますか、本町ではこういう方向でいく考えがあるんだというのを農家の人たち、あるいは農業経営者の方々にアピールできれば、まず農家の人たちもついてきてくれるのではないかと。あるいはやる気を起こす人も出てくるのではないかなというふうに思っておりますので、この計画策定について、ぜひお願いをしていきたいと思っております。その取り組みについて、町長のお考えをお伺いしたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

振興計画の策定ということでございますけれども、策定といとなかなか厳しい、難しいところがあると思っております。考え方の整理はしなければいけないと思っております。先ほどあったいろいろ、これまでとは違った視点と申しますか、そういったことの方角性とい申しますか、そういったものを入れた中で大和町の農業の考え方、しっかりやっていかなければいけないと思っております。ことし4月から職員を派遣しまして、宮城県の第2号になりますか、毎日行くわけではないではないですが東京に行って農業経営あるいはそういったものをやる研修に1人派遣、常時行っているわけではなくて行ったり来たりということになりますか、ということで、町でもそういったことを専門的にとい申しますか、勉強してもらうように人材育成のほうにも努めておりますので、今後そういったことも含めていろいろ考えてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

10 番 (今野善行君)

今、非常に前向きな、職員の養成も含めて、取り組みを進めるということでございますので、ぜひ、やっぱり先ほども申しましたけれども、国の流れにだけ乗っているとなかなか前に進まないし、手をこまねいて待っているような状況になってしまうんですね。今、町長がおっしゃられた部分を1歩でも2歩でも進めていただければと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

議長 (馬場久雄君)

以上で、今野善行君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後1時とします。

午前 11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 (馬場久雄君)

会議が始まる前に皆様にご連絡します。町政功労者であるアライマサコ様の告別式がありまして、浅野副町長が出席しておりますので、この時間帯欠席となります。ご了承ください。

再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

11番藤巻博史君。

11 番 (藤巻博史君)

当初、2件予定していたんですが、ちょっとダブリがあって1件ということですのでよろしく願いをいたします。

1件目要旨、王城寺原演習対策についてでございます。王城寺原演習対策協議会では、3月24日に防衛大臣に対して訓練のあり方、安全対策など大きく5項目を申し入れた。

1) 申し入れの回答内容は。

2) 高崎市においては日米共同演習の際、ホームページで午後1時に午前中の訓練、

午後3時に翌日の予定、それから午後6時にはその日の午後の訓練と1日3回訓練内容をホームページ改訂というんですか、いう中で内容を伝えております。一層の情報の収集と伝達が必要ではないだろうかということで質問いたします。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、王城寺原演習場の対策についてのご質問でございます。

初めに、5月25日から6月3日までの王城寺原演習場での沖縄駐留米軍の実弾射撃訓練につきましては訓練が終了いたしました。現地連絡本部につきましては、11日まで設置がされますことから、引き続き関係機関と連絡調整を図りながら対応してまいりたいと思っております。

それでは、ご質問の1要旨目、申し入れの回答内容についてでございます。平成29年3月24日に、宮城県及び大和町、大衡村、色麻町の地元3町村で構成しております王城寺原演習場対策協議会といたしまして、防衛大臣に王城寺原演習場における米軍実弾射撃訓練の実施に関し次の5つの項目につきまして要望を行い、各事項ごとにその対応が示されたところでございます。

1 事項目につきましては、訓練のあり方についてであります。将来的には本県において当該訓練が実施されないよう十分検討すること、ございまして、沖縄県の負担軽減を図るもので理解願いたいということであります。

2 事項目につきましては、情報提供についてであります。適時的確な情報の提供及び訓練公開、ブリーフィングの継続を、については、米軍実弾射撃移転訓練現地連絡本部を設置し、適時的確に情報提供を行うこととしている。また、訓練公開、ブリーフィングについても実施する方向で調整しているということでございます。

3 事項目につきましては、安全対策についてであります。1点目は、米兵の外出について、できる限り差し控えること。2点目は、演習場内の出火対策でありまして、米側の外出についてはできる限り差し引かるよう申し入れている、出火対策につきましては、事前に着弾地の野焼き、周辺の刈り払い、さらには米訓練部隊及び陸上自衛隊において消防隊を編成し、消火体制を整えるということでございます。

4 事項目につきましては、訓練内容についてでありまして、滞在期間の短縮、日曜、

祝日の射撃訓練の未実施、最小限の夜間射撃訓練についてであります。滞在期間につきましては、部隊の展開、装備品の整備等を勘案し、最小限の期間であること。日曜祝日の射撃訓練につきましては、練度、即応体制の維持を図るためには実施せざるを得ない場合もあることを理解願いたい。また、夜間射撃訓練につきましては、必要最小限とする要請をしたとのことであります。

5番目の事項につきましては、生活環境等についてであります。1点目は、住宅防音工事の指定区域の拡大を図ること。2点目が車両走行や火器弾薬使用による騒音、振動等に適切な対策を講じること。3点目は、障害防止事業、民生安定事業の整備促進を図ること。4点目は、保健医療福祉、文化・スポーツ施設等地域づくりに不可欠な施設の整備に配慮を行うこと。5点目としましてSACO関係特別交付分が減額されることなく継続交付されることでありまして、1点目の住宅防音区域につきましては、現時点では拡大する状況にはない。2点目から4点目につきましては障害の実態等を踏まえ対応を考えていく。5点目のSACO関係は所要額の確保に努力するということであります。

次に、ご質問の2要旨目、高崎市は日米共同演習の際、ホームページで午後1時に午前の訓練、午後3時に翌日の予定、午後6時にその日の午後の訓練と1日3回訓練内容を伝えている。一層の情報収集と伝達が必要ではについてであります。

本町におきましては、庁内全課で組織します王城寺原演習場対策連絡会議を設置いたしまして、関係機関等と相互に連携しながら情報の収集及び情報の提供を行ってきたところでありまして、射撃訓練の実施概要及び国、県、町の対応策等につきましては、行政区長を通じ住民皆様へ広報チラシを配布し、周知いたしているところでありまして、訓練実施期間には防災行政無線による広報を行っているところでありまして、さらに町のホームページで王城寺原演習場における訓練予定のお知らせといたしまして、沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練及び毎月の通常の射撃訓練の予定表を掲載しており、これまでと同様に情報の収集と情報の提供を行ってまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）
藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

では、質問させていただきます。

まず、この文書全体が、町長おっしゃったように3カ町村と県とで出しております要望ということで、一意に町長だけで答えられるものではないということを知の上で質問をさせていただきたいと思っております。

まず、これ昨年の12月、私同じ要旨で質問させていただいている中で、詳しい回答というんですかね、そういったものをいただいたのは初めてかなと思っております。ということで、そのことにつきましてまず感謝しながら、それで、それと同時に一つ個々の項目については、今回は取り上げないという言い方はあれなんですけれども、防衛局のほうからの回答につきましては、予想されているところかなと思っております。そういう中で、1点だけ、町長の見解を聞かせていただければと思っております。というのは、夜間射撃の件を取り上げてみたいと思うんです。というのは、夜間射撃は、沖縄においてはやられていなかったわけでございます。ということで、逆に言うと王城寺原なりあるいはほかのところ、本土という言い方はいいのかな、のほうに来て初めて海兵隊が夜間射撃を実施するというふうな形になっております。今回15回目でございますけれども。ということは、沖縄と同等という中で、たしか当初は夜間射撃、言い方、文言ではありますけれども、夜間射撃をしないよというそういう文言だったと思うんですが、今回というんですか最近が必要最小限というような要望内容になっております。やはり、ここは当初というんですか、もともとやってなかったやつでございますので、やらないでちょうだいという理屈は立つであろうと私は思うわけです。そういう中で、要望するんですので、後退する必要はないと私は思うんですが、そのことについてご見解をお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

要望項目として、必要最小限ではなくて未実施、行ってみれば日曜・祝日と同等の要望でよろしいのではないかというご意見だと思います。そういった表現でも、私個人としてはおっしゃること理解できます。この辺は、ご理解されているように県、3町村の中での調整でございますので、今後、この次、この項目入るかあれですけども、そういったときにはそのご意見も参考にお話ししてみたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

ありがとうございますというか……、これ全体については、検討というところして
いないので、ここの要請についてはそういうことで確認させていただきました。同時
に、全員協議会の中で、小学校の運動会が土曜日の日にあって、その日について、5
月の27日ですか運動会があって、演習を控えるように申し入れたということだと、
そこの申し入れをしたということでもよろしいんでしょうか。そこの確認をお願いをい
たします。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

申し入れ、文書でしたわけではありませんで、そういった打ち合わせの中で、こう
いった状況があるのでその辺について配慮といいますかそういったことを申し上げた
ようです。正式な文書で申し入れて返してもらおうという内容ではございません。

議 長 （馬場久雄君）
藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

だからでしょうか。文書でない、実は27日ですので26日の夕方でございますが、現
地の対策本部って電話がありますよね。そこに私、明日そういう申し入れをしている
はずですが、町会議員ですというような名乗りでですね、現地の本部に電話をしたと
ころ、電話に出られた方が、はっきりと初めて聞いたとは言いませんけれども、「え、
どこの小学校ですか」ということで、大和町内の鶴巣だけたしかやってなかったので、
鶴巣以外の小学校名を私のほうで、その電話に出られた方に伝えたということで、前
日の夕方ですので、これはもう次の日の演習に、その方は大体小学校ですから午前中
で終わるんですかねというようなそういうお話だったわけでございますが、というこ
とで、先ほどのお話ですと、文書じゃなく口頭での申し入れということですかね、そ

ういう中で、そうすると、現地の対策本部の中でもその情報が、町長が答えるところじゃないのかもしれませんが、共有されていなかったということで、やはり伝え方とすると、ついでといたらもうしわけないんですけれども、やはり正式な申し入れとしておくべきではなかったのかなと思いますが、そこいらのご見解をお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この運動会につきましては、大和町ほか大衡も同日だったと思っております。大衡の村長からもそういう申し入れとかお話をしたところでございます。現地のほうの対策本部の担当といたしますか、そのときにおいでだった方に多分問い合わせということだったんだろうと思います。そこまで連絡が行ってなかったのかということですが、訓練の内容につきましては、米軍で決定をされておるわけございまして、何があって、その日に運動会があつてとかそういったものについてまで、その担当の方に連絡が行ってなかったということだと思っています。町の事業がそれぞれ上のほうに、その期間中はですね、事業について申し入れしているわけでもございませんので、その町の行程について向こうが知らなかったということだと思えますけれども。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

私も、全体というんですか、町長あるいは村長、町、村からの申し入れが、全然相手にされなかったという判断ではないんですけれども、やはり、きちとしたというか、口頭がきちとしてないとかっていうことではないですけれども、やはりそういったことも含めて、何せといたらあれですけれども、要望してもなかなか通らない、そういう関係のように思われる中で、やはりきちとした要望というのが必要だったのではないかなと思われます。ということで、1件目は終わらせていただきます。

2件目でございます。高崎市で、3月6日から17日まで日米共同訓練というのがなされていたということで、そういう中で、回答のほうではどういうふうにしてその情報を

区長さんたちに伝えるかっていうそういったところに重点を置かれた回答でございましたが、逆に私は、情報の収集というんですか、そちらのほうで質問をさせていただきます。

戻りまして、高崎市なんですけれども、12日間ですか、その中でホームページ29回ほど更新をしております。3月6日が4回、7日が3回、8日が3回、9日4回、10日4回、11日が休みで、12日1回、13日3回、14日3回、15日3回、16日2回、17日2回ということで、何を書いているかということでございますが、例えば10日の4回という、ホームページっていうの、時系列を下から見なくちゃいけないのでなかなか見づらいんですけれども、1回目が、例えば10日ですと、先ほどの通告書と若干時間、毎日同じ時間というわけじゃないので、10日ですと1回目が午後1時に情報を流しています。それで午後3時に2回目、それで午後7時35分に3回目、それで午後9時に4回目の情報を流しております。それで中身も結構ダブっているの、最後の午後9時だけ、全部読むとこれ大変ですので、何書いているかという、訓練場所が相馬原演習場とかそういったところでございますが、それで飛行訓練としてMV22、1機、それからCH47、1機、ファストロープってよくわからない、それから何とか降下よくわからない、至近距離射撃、対人狙撃銃射撃、障害処理、超越交代、格闘、衛生救護、支援機関訓練、関山演習場云々というようなことで、演習内容を列記しているわけでございます。私、これ書くのがというよりも内容を、要するに防衛局のほうからこういう情報が来ているということのほうがすごいというか、例えば演習の場合ですと、こんな詳しいのが町のほうで、例えばここでいうと王城寺の場合ですね、こういったのが来ているのかどうかお尋ねいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

防衛省というかその施設からの情報の提供ということでございますけれども、町のほうも来ておるんですが、何とかが何機、議員もわからないようなそういう内容のものまでではなくてですね、どういうことがあった、出かけた、どういう要件で出かけた、何時に出かけたというのはその都度電話、ファクスですね、来ております。

議 長 (馬場久雄君)
藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

これを全部放送でやったらばせづなくてしょうがないんですけども、やはりホームページ、音のしないというんですかね、そういう中で、提供すべきでないだろうかということで、そちらのほう私ちょっと取り上げたかったんですが、先ほどのご回答ではちょっと違ったので、その展開を、その扱いというんですかね、やはりそういったところを、私はわかりませんというか、MVっていったらあれだなんていうの、もちろん浮かぶわけでございますけれども、そういう詳しい、もしそういう情報が町のほうに来ているのであればそういったことも含めて、防災無線に乗っけるのはせづない、ぜづないは何って言ったら、日本語ではうるさい、と思うんですけども、やはり情報としては提供すべきじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

情報の提供ということについては必要だと思いますが、その、今出かけました、今帰りましたとかってそういったところまでやる必要が、やっぱりあるんでしょうかね。必要とする方がいるとすればそうなんでしょうけれどもね。その辺の情報の選択ということは何んでしょうけれども、何でもかんでも全部出すということまでどうなのかなというふうには思います。情報の必要さはわかりますけれども。

議 長 (馬場久雄君)
藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

文章ですので、あっても全然邪魔なら読み飛ばせばいいということだとは、私自身は思うんですけども、ただ、情報の提供とすればもう少し、不十分とは言わないがやったほうがいいのか、やっていない部分があるということでは町長も認めていただいている、そういうことでの合意は、やっていない部分はあるけれども受けている

情報はあるよということではよろしいのでしょうか。ちょっとくどいですがけれども。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

そういった情報が防衛局と町ではちゃんとやり取りをして持っているということはそのとおりでございます。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

そこまでいけば、あとはやるべきだとかいいんだよとかっていう話ですので、そこはまた次というんですかね、そういう形で確認をしたいと思います。

それと同時に、先ほどの答弁書の中にあっただけですが、町のホームページで王城寺原演習場における訓練予定のお知らせといたしまして、県道104号線越え実弾射撃及び毎月の通常の射撃訓練の予定表を掲載しているんですという答弁でございました。その中で、今回ちょっと、若干はみ出しではございますが、実は矢白別というところ、北海道にあるんですけれども、その矢白別における毎月の演習の訓練、どういう訓練やるよというのが、ちょっと大和町よりというか王城寺原かなり詳しいものが来ています。大和町ですと、大きい音がする、中ぐらいの音、あと小さい音でしたっけかね、丸がついたのが毎月ホームページに載っております。矢白別の場合どんなのがということ、6月1日からですけれども、6月1日8時半から16時30分、155ミリ榴弾砲11発、それから203ミリ榴弾砲230発、2日が155ミリ榴弾砲、これすごいんだけどね、2,161発、どんなに撃つんだって、というようなことで、毎日のやつが、榴弾砲はそういうふうに区分けして、あとは小火器という言い方で小火器が44発とかですね、そういうような書き方、それから航空機につきましても、6月1日から15日までの間に朝5時から22時までの間、小型ヘリが5機、中型ヘリが4機というような、そういうことで演習内容の通知が来ているようでございます。やはり、この数もすごいんですけれども、この何発というところまで詳しく出しているということ

でもまた、私も実はびっくりしたところでございますが、やはり同じ自衛隊という言い方がいいのかどうか、なるべく皆さんにそういう理解を求めるといような立場だと、自衛隊のほうでも思うんですけれども、そういうことであれば、ほかでも詳しいものを、これはどっちの判断になるのかよくわかりませんが、自衛隊の判断でしょうけれども、町としても情報の収集ということであればそういう情報もあるということもまた知って、提供の仕方というんですかね、そういう仕方をやっているところもあるということをも、もし何かの機会というんですか、そういったところであればと思うんですが、そういったところでの見解をお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今のご質問は、そういうのお話する機会があれば自衛隊と確認をというお話でしょうか。そういうことについてそういった例もあるということですし、矢臼別は矢臼別のいろいろな事情といたしますか、これまでの経過もあつたんだと思いますので、そういったことになっていると思います。そういった状況が北海道ではあるよということ、そういったことについて、機会があつたら自衛隊の方々とも話してみたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

今回は、ちょっと中途半端といったらあれですけれども、いただいた答弁の中で、部分でしか取り上げはしませんでしたけれども、やはり町で要望というんですか、要望以上の回答はなかなかしていただけないというのが現実だと思っております。ということで、町長、一番最初の質問の中では、やはりそういうことも、県と3カ町村での行動ということで、全てそういうふうになるとは思わないわけでございますが、やはり積極的に町民の安全ということではやっていただければと思うんですが、最後にもし町長一言あれば。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
この104号線越えの演習に限らず、安心・安全ということは非常に大切なことだと思っております。その辺につきましては、自衛隊あるいは防衛局、防衛省、そういったところと連携をとりながら、情報の収集に努めたいと思いますし、そういったことで皆さんに安心できる情報を流してまいりたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)
藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)
終わります。

議 長 (馬場久雄君)
以上で、藤巻博史君の一般質問を終わります。
次に、14番高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)
それでは早速お伺いをします。
1件目は教育の情報化についてということでお尋ねをいたします。
県においては、これまでみやぎICT教育推進計画や、みやぎの教育情報化推進計画をもとに教育の情報化を進めてまいりましたが、情報通信技術の進歩は著しく、新しい通信技術やそれを生かした学習支援、あるいは情報化の影の部分への対応に加え、次期学習指導要領に向けた対応など、より一層の推進が求められております。本年3月に策定された第2期宮城県教育振興基本計画では、施策の基本方向である確かな学力の育成においてICT教育の推進を掲げ、児童・生徒の情報活用能力の育成や、教科指導におけるICT活用等の推進を図ることとしており、第2期みやぎの教育情報化推進計画はこの振興基本計画を具現化するための取り組みとして、目指すべき姿とその実現に向けた施策等を示す計画として策定しております。そこでは、教育情報化推進計画の策定が肝要であるとされております。文科省が示す教育の情報化が目指す

ものに、情報教育教科指導におけるICT活用、校務のICT活用が示されており、本町における教育の情報化の実態等に関する調査結果を示した上で、課題解決に向けた計画策定を行っていく必要があると思っておりますが、所見をお伺いをします。

さらには、学校の端末の多様化、タブレット等あるいは無線LAN整備に目途はあるのかもお尋ねをいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、初めに、教育の情報化についてのご質問でございました。教育の情報化の背景には、子供たちの確かな学力を育成するためにはわかりやすい授業を実現することが必要であり、その指導の方法の一つとして教員がICTを効果的に活用した授業を展開することが求められております。また、社会の情報化が急速に進展する中で、子供たちが情報や情報手段を主体的に選択し、活用していくための基礎的な資質を身につけ、情報社会に主体的に対応していく力を備えることがますます重要になってきております。さらに、教員の校務事務の多忙化により、子供たちと向き合う時間が不足していることが指摘されている中で、ICTを活用した校務の効率化も求められております。

さて、第2期みやぎの教育情報化推進計画では、教育の情報化を推進するための目的やビジョン及びICT教育環境の整備を進める指針となる教育情報化推進計画の策定を推進し、計画的に教育の情報化を進めることが求められております。当町では、学校におけます教育の情報化の実態等に関する調査を実施しておりまして、調査項目の教材研究、指導の準備、評価などにICTを活用する能力、授業中にICTを活用して指導する能力、児童のICT活用を指導する能力、情報モラルなどを指導する能力、校務にICTを活用する能力、これらでは約7割程度の教員がある程度指導できるとの調査結果となっております。また、推進計画策定に向けて、小中学校を対象に大和町教育の情報化推進計画策定のためのアンケート調査を平成29年3月に実施し、現在調査結果の取りまとめを行っているところでございます。今後は、アンケート調査の結果をもとに、小中学校の担当教諭を対象とした情報教育担当者研究会を開催し、推進計画の策定にかかる情報交換を通して、今年度内の策定を目指してまいりたいと考えております。

学校における端末の多様化、タブレット等や無線LAN整備につきましては、現状を踏まえた推進計画に基づく整備計画策定の中で、可能性について研究してまいります。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

それでは、お尋ねをします。

全国首長協議会とでもいうのでしょうか、文書の出し先が、全首協第28.2号、平成28年の12月吉日ということで、宛先は都道府県知事のほかに、各市町村長並びに教育長宛てに、全国ICT教育首長協議会加入のご案内並びに2017日本ICT教育アワードのご案内についてという表題の文書が入っているかと思うんですが、これを目にした記憶はありますか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

来ているかもしれません。済みません、ちょっと私、今は記憶にないところでございます。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

このことについては、後ほど意見、議論をさせていただきたいと思います。多分これは、今の宛先ですので、文書としては届いているのではないかなと思いますので、後ほどでも結構ですからお目通しを求めたいと思います。

そこで、ご回答いただいた中には、教育の情報化が目指すものとして、情報教育の大切さだとか、教科指導の必要性だとか、校務支援が必要なんだという、全くもって

目的に沿った考え方を大和町としてもお持ちになっているということは理解させていただいたんですけども、ちょっと、聞いたお話で、これは多分教育委員会のほうでおわかりになっているんだと思うのですが、何か大和町の学校教育でのICT活用の一例で、電子教科書の使用をなさっていらっしゃるということで、これは県内でもトップランナーと走っているというお話を伺ったことがあるんですが、このことについて、概要で結構ですので、お聞かせをいただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
今、進めておりますけれども、具体的には教育長のほうからお答えいたします。

議 長 （馬場久雄君）
教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）
議員ご質問のとおり、現在デジタル教科書を活用して各学校のほうで指導の充実を図っております。内容的には、全学校に、小中学校に、主要教科それから選択する内容もありますのでそれは各校ごとに選んでいただいて活用しております。それと同時に問題データベースというものを入れまして、例えばテストで成果が上がらない教科領域があった場合には、そこをクリックするとそれを補充する問題が出てきます。そんな形で、デジタル教科書と問題データベース、両方活用しながら指導を行っております。周辺機器につきましては、全ての教員が使えるような状況ではあるんですけども、デジタル教科書を黒板に投影する場合にプロジェクターとスクリーンが必要なんですね。それについても約5割の整備となっております。それについては、大型ビジョン等がありまして、電子テレビを代がえにしながら使っている状況もありまして、まだまだ十分とは言えませんが、そんな形で子供たちの学習指導には活用しております。

議 長 （馬場久雄君）
高平聡雄君。

14 番 (高平聡雄君)

ありがとうございました。ぜひ、その方向性を進めていただければと思います。

今、教育長からご説明をいただいた中にも数字をお示しをいただいたわけですが、それは直近のデータだと思うんですが、私が手元に持っているのは平成27年度の学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果ということで、これは昨年10月に確定値として示されたものでございますが、それによりますと、大和町のほうから文科省へ報告した数字で見ますと、国が示しているのは3.6人に1台ということなんですけれども、大和町の実態は7人に1台という状況で、目標値の、先ほど教育長がおっしゃったように50%という状況かなと思います。それとあわせて公表されているものに、普通教室での無線LANの整備状況ということですが、これは残念ながらほぼゼロ、1%か2%ぐらいの数字があるんですが、これはどういうことなのかよくわかりませんが、教室にはほぼ整備されていないと。先ほどご披歴があった電子黒板ですか、これにつきましても、国が示している目標値が普通教室で100%に対して、大和町は38ぐらいかな、これは宮城県は総じて低いんですよ、どういうわけか。その中でも大和町は、電子黒板についてはたしかこれSACO予算か何か使って整備したという状況があって、今の数字の中でも数字はいい方なんです。電子黒板については、隣の大郷町で半分を超えているというような状況で、それに次いで郡内では2番目の整備率になっているということで、まだまだ足りないという状況がこの数字からも見えるわけでありまして。これはもう改めて聞く必要もないですが、これを進めるためにはそれなりの財源が必要だということでありましてけれども、先ほどのSACO予算とかそういったものを活用しながら、今後もぜひ充実を深めていっていただきたいということはもちろんですけれども、もっとやっぱり教育委員会任せではなくて、首長としても今後かかわっていく必要があるのではないかというようなことを感じますが、今の段階での今の整備だとかについての所見をお尋ねをします。

議長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

教育行政にどこまでかかわるかというのは非常に難しいところがあると思います。また、予算的には、町のほうでつけますので、その辺は積極的にというふうに思っております。今の状況がどうかということでございますが、その通り、いろいろなさま

ざまな補助といいますかそういったものをやりながらということでございます。これはどこの自治体でも同じような内容だと思っております。いろいろ教育委員会のほうにかかわってということでございますけれども、これまでも教育委員会とはいろいろそういったもの、パソコンの切りかえとかそういったときにもそういった話をしながら進めておるところでございます、そういったことはこれからこれまで以上に、かかわるといふ言い方がいいのかどうかわかりませんが、一緒にやっていきたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）
高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

それではちょっと話題を変えて、町のほうで先ほどお答えをいただいた校務が多忙で実際の教師が子供たちにかかわる時間が減少しているだとか、残業が多くなっているだとかということは課題であるという認識とともにこれを解決していきたいという、それに I C T をうまく活用できればというような認識はお持ちだというふうに言われているわけですが、教育長にお尋ねをすることになると思いますが、校務と言われるもの、校務っていったいどれだけの範囲があるのか。代表的なことで結構ですので、お尋ねをしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
その件につきましては、教育長からお答えをさせていただきます。

議 長 （馬場久雄君）
教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

校務といった場合に、非常に範囲が広くて、I C T を活用できる分野というのは知識があればあるほど活用事例はあると思っております。現在、大和町といたしましては、事

務の共同実施ということで、これは全国的に展開されているんですが、宮城県では大和町が割と進んでいるんですね。例えば、ある大きな学校の先生方が、集金事務を行うというときに、やっぱり現金を扱うということは非常に厳しさがあって、集金した後の今度は集計なり、入金もあります。それについては、例えば小野小、大規模校には、全部の事務官が4月の事業参観日行きまして、親御さんから集金物を全て預かって、それを電算的に処理をして、先生方の校務の軽減を図っていると。それだけでも非常に教員は子供たちに接する時間がふえるということで、助かっているという話を聞いています。それから今、事務官のほうで、指導要録というのがあるんですけども、様式、学績と。様式2は成績なんですけど、それについても入力できるような形で整備をして、いつでも使ってくださいというふうな準備をしております。職員についての校務軽減の場合には、例えば出張伺いというものを紙ベースで書いていたやつを、全て入力すれば出てくるというような形にしたり、会計簿のソフトを開発したり、今申し上げた指導要録の様式1、2を電算化したり、それから出席簿と学校日誌のミスなどもあるんですね、手書きでやるものですから、それを現在電算化といいますか、打ち込んでしまうと、出席簿を打つとそれが学校日誌のほうにも反映できるというふうな形なんです。いろいろな形で校務支援という形での取り組みを、事務の共同実施のほうでやっておりますし、各学校でも、やはり堪能な先生がいらっしゃるんですね、その先生方がいろいろな工夫をしながら、軽減策をとっておりますけれども、それはあくまでも学校独自の形になります。それから、事務関係ですと、現在校務関係ですと、就学援助の計算ソフトの作成、数学奨励費請求書作成ソフト、保護者向け案内作成ソフト、育児休業手当金の計算ソフト、非常勤職員報酬計算ソフト、扶養等諸手当の事後確認調書作成ソフトなど、ほかにもたくさんあるんですけども、できることから校務軽減に向けて先生方の負担軽減と事務の効率化を図ると。それから一番は不適切な事務処理がないような形で、チェックができるというようなことも考えて、学校現場では今、大和町として行っております。

議 長 (馬場久雄君)

高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

ありがとうございます。膨大な事務がそこにはあると。そのほかにも教科の準備だとか、昨日の議論を聞いておりましたら放課後の部活の指導とかまで含めると、学校

の先生たちはもう相当疲弊しているんじゃないかなというふうに、私も感じております。ここで今、教育長のほうからお話のあった共同できる部分については広域での共同も今準備を進めているというお話、あと大和町独自の支援についてのソフト開発だとかも手がけようとしているというようなご説明をいただきましたけれども、町長とは何度かこのICTの議論の中でお話したときに言葉として出してきたクラウドという、要するにデータを一元化できるような、洋服に例えると既製服というか、オーダーメイドで大和町独自のものということではなくて、どの学校に行っても同じソフトが入っていて、データ化が統一されているというようなものに向けての作業をもうそろそろ進めなきゃいけない時期になっているというふうに、私は強く認識をしております。このためには、大和町だけ頑張ってもだめなんですね。教育事務所管内だけやってもこれまただめなんですね。ということはどういうことかということ、県単位で、要するにクラウド化に向けた協議を爆発的な加速度的な対応で進めていかなければならないと、強く私は思います。現状、そういう統合型、要するにクラウドというのは統合型という、そういうことに向けての具体的な協議というのは、このジャンルについては話し合いをなされているのでしょうか。要するに県単位での話し合いがなされているのでしょうかということ。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

そのことにつきましても教育長からのお答えとさせていただきます。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

県との協議といいますか、会議等で話題になることはあります。今、昨年からのほうで進めようとしているのが、タブレットを使った宮城スタイルという形で、教員が1台タブレットを持って、授業で活用するというふうなことを県立高校のほうで進めようとしていて、公立小中学校にはもし希望があればというふうな公募的な形での募集はかけるという話が29年度みやぎのICT推進計画の中には事業として出ており

ます。ただ、まだまだ県と市町村との連携については薄い状態にあると認識をしております。

議 長 (馬場久雄君)
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

ぜひ、今、教育長が申された部分、非常に大切なことだと思います。それもぜひ、高校ですから直接は関係ないのでしょうか、推進をしていただきたいと思いますが、先ほど議論させていただいたように、要するに学校の先生方の校務支援、これをしっかりした形で進める、業務の効率化によって先生方の有効な時間をつくるということにとっては外せない課題だと思います。県ではまだそういったところまで立ち至っていないというふうに私は今感じましたので、これは教育長のほうからでも構わないと思います、さまざまな機会を通じてこの統合型の校務支援について、ぜひ統一型を進めたいんだということ、先ほどお披露いただいたように、大和町として一部分のデジタル教科書等では県のモデル的な立場でいられるということでしょうから、そういう意味合いからしてもこのことについて強く、本来のテーマに乗せていただけるような意見を述べていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
その件につきましても教育長からお答えいたします。

議 長 (馬場久雄君)
教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

お答えになるかどうかなのですが、話は出していくことは必要だろうと考えております。現状をちょっとお話いたしますと、本来、次期の小学校の教科書導入の時点でデジタル教科書を導入するという話が2年前から文科省で出していた経緯がありまし

た。ただ、最近の動向を見ますと、やはりデジタル教科書にしますと、検定制度があります。そうすると、紙ベースプラス様々なデータ、あるいは写真、それから動画ですね、入っていくということになりますので、やはり検定にはなじまない段階だろうということで多少後退しております、デジタル教科書は使うんだけど、それは教科書とまるっきり同じ紙ベースのものをタブレットに映すというだけのものにするようなんです。それについては、各教科書会社に指示があって、デジタル教科書ではないんだけど、教科書を画面上に出すようにしなさいというだけの動きに今回なるようです。データについては、デジタル教科書ではなくて教材として別売するようなんです。大和町の場合には、全て入っているものが各学校にはもう配信して共通に使っておりますので、その形でいこうかなと考えております。そして、文科省のほうで、検討会議が昨年の12月結論を出しているんですが、その中でやはり無線LANの整備状況が非常におくれているという状況があるようです。それによって今後のデジタル教科書の活用例については、1点目が紙の教科書を主たる教材として使用し、必要に応じて補助教材としてのみデジタル教科書を用いる。2点目が紙の教科書を主たる教材として、学習内容に応じて教科の一部学習に当たってデジタル教科書を紙の教科書にかえて使用する。3点目が全ての教育課程の履修に当たってデジタル教科書を主たる教材として使用し、とあるんですが、ここまではいかないだろうと。そしてこの報告の中でまとめの中では、中期的には2の形態までと、また将来的にはクラウドなどのというようなことで、文科省の検討会議のほうもやはり現状の整備状況にやや進め方の見直しを行っているという状況があるようです。国のほうの、議員おっしゃった調査の結果で、タブレットの導入については参考数値という、ほかのものは全てパーセントで出ているんですが、タブレットだけは参考数値として28年3月1日現在205万3,755台というふうな台数なんです。その台数しか出ていないんですね。その時点の全国小中学校の児童生徒数は、1,300……3,100……7,979名なので、大体0.019%なんです。ですから現状考えますと、先ほど答弁書でもお話ししましたが、県に対しては強く要望なり機会があれば話をしていきますが、町として今進めているデジタル教科書と、それから校務支援関係の充実を図ることがまずもって優先なのかなということを考えておまして、それに基づいて推進計画を現在作成するように考えております。長くなりました。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

14 番 (高平聡雄君)

計画なくして推進は多分できないだろうと私も思いますので、ぜひ、今年度しっかり計画をつくっていただきたいと思います。

今、お話の中にあってタブレット端末が0.何%というような普及だというようなご説明でありました。これは、国の方向性としては多分確認されていると思いますが、2020年東京オリンピックの年までには1人1台を目標に頑張ろうという氣勢は上げております。ここからは町長との意見の交換になると思いますが、そのタブレットの問題もそうですし、それと先ほど7割ぐらいの教員の方はまあまあ使いこなせるような状況だというような調査結果だというお話もあったんですが、これを推進していくためには、人材確保というのもこれもやっぱり外せないことになるわけですが、自分たちでそれを、自分たちの力だけでそろえるというのはこれも並大抵のことではないということがあるだろうと思います。冒頭、伺いました全国首長教育ICT協議会、これについては、現在の会長は佐賀県の多久市の市長がなさっていらっしゃるんですが、これは何のために首長会議を、協議会を形成しているかという、これは教育ICTの加速化のための財源確保、制度改正等に係る国への提案・要望、それと教育ICT加速化のための事業の実施、全国の自治体の相互の情報交換並びに実践交流というようなことを大きな旗印にして、現在もっとふえていると思いますが、私が把握している中では立ち上げて間もないこともあってか、まだ107自治体の首長が参加をされていて、近い将来300自治体ぐらいになるだろうと言われております。県内では、女川町が加盟をされております。年間1万円の会費だそうです。これは、文科省のほうも認知している団体で、ぜひその動きを加速してくれという形で支援に回っているという団体なんですが、これ、先ほども申し上げましたけれども、文書がなければ今の時代ですからどこからかは手に入るはずですからごらんになっていただいて、ちょっと中身がどういうものかというのを学んでいただきたいのとあわせて、そういう機会を捉えて、今後方向性としてはいずれさまざまな課程は踏んでも、教科指導だけじゃなくてやっぱり学校という環境自体、社会の一部ですから当たり前ですけれども、それがICT化が進むというのは避けて通れないというか、当然の方向性だと思いますので、その情報共有をできるという意味でも検討なされてはいかがということで、改めてお伺いいたします。

議長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

検討というのは、この協議会についての検討ということですね。こういった、多分間違いなく来ていると思います。ただ、その段階でまだそのぐらいのレベルということは、始まったばかりということですので、周りの情報とかっていうことで多分見送っていると思いますが、女川が入っているということですので、勉強はしてみたいと思います。このような会って結構いろいろなところで作られる中で、いろいろな目的がある。今回はこういう目的だということですので、町村会のほうにもそういった情報が多分来ている、どんどん強くなってくれば県のほうにも来ると考えていますので、情報収集してみたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

関連することをつけ加えて、先ほどからお話のあるスキルアップ対策のために、ICT活用教育アドバイザー派遣事業というの、これもございます。それが大和町にとって必要であれば、ぜひ検討されてはいかがかということも申し添えます。タブレットは先ほど言ったように、2020年に向けて用意しようというのはもう国のほうからは示されているんですが、大和町にとってはまだまだハードルの高い状況であります。一方のWi-Fi、要するに無線LAN、Wi-Fiですね、このことについては町長ともこれまで何回か議論をさせていただきました。それは、防災を兼ねた避難所等での設置を大きなテーマとして議論した経過があるわけですが、その避難所の多くは小学校の体育館、中学校の体育館だとかそういうところが指定されておるわけで、教育施設の一部というようなことですが、この答弁書の中にお示しいただいているものについては、何かこれから改めて計画づくりとともに研究をこれから始めますみたいな書き方をされているんですが、それはこれまでの町長とのやりとりを全く想定していない中でのご答弁なんです。改めて今のWi-Fiの設置についての検討状況、町長のほうから、お尋ねをしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

Wi-Fiにつきましては、今この教育委員会とは別個に、観光の問題とかさっき言った避難の問題とか、そういった形でいろいろ考えておるところでございます。いろいろな補助制度とかもある中で、そういったところまでやれるのか、県でも大分設置をしておりますし、そういった施設についての指導といいますかそういったこともございますので、そういったことを鑑みながら進めてまいりたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

高平議員、1件目はまだ続きますか。（「もう一つ……」の声あり）そうですか。高平聡雄君。

14 番 （高平聡雄君）

済みません。今のお答えにもう一つ深めさせていただきたいのですが、町としては設置をするという前提の準備は、要するに予算だとか全く無視してですよ、もし予算づけだとか補助だとかそういうものがかなうのであれば、これはやっていくべきだろうなという認識でいらっしゃるのかどうかというのをお尋ねしたい。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

Wi-Fiにつきましては、やっていくという考えですが、これって場所、何カ所もつけなきゃならなくなってくるんですね、いろいろ。その辺については、何カ所つけるかとかそういったことについてはまだまだ具体になっておりません。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

14 番 （高平聡雄君）

今のお話で、環境が整えばやっていく方針だというお話でありました。これもともとあった国の補助制度で、文科省ではなくて総務省、要するに防災関係をメインとした考え方の中で、毎年助成、補助があるわけですが、ことしの場合にはもう当初予算

はもう引く手あまたで締め切りましたというような状況ではありますが、情報としてお持ちだとは思いますが、秋に二次募集するんですね。ですから、来年度まで待たなくても、もし町内の体制が整っていれば申請は間に合う時期であります。その状況を改めて調べていただいて、間に合うかどうかも含めて検討していただきたいということをお話申し上げたいんですが、やっていただけますか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

二次募集ということですが、こちらも間に合うかどうかということもありますし、その辺についてはいろいろ情報を集めてみたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

いろいろ述べてまいりましたけれども、今の最後のW i — F i の整備については、先ほど言ったように学校といえども避難所というような形での取り扱いということもあって、反対にその拡大の中で、校舎のほうまでもそういった基地局が必要だというようなことも含めて、その設備の一部に加えられるという話を伺っておりますので、ぜひ町の検討を進めていただいて、早期の設置に向けて検討いただきたいということ要望して、私からのこの点についての一般質問を終わります。

議 長 （馬場久雄君）

2 件目に入る前に、ここで暫時休憩します。

休憩の時間は10分間といたします。

午後 2 時 1 7 分 休 憩

午後 2 時 2 7 分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

休憩前に引き続き一般質問を行います。

高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

職員総数の適正化についてということでお尋ねします。

2005年から2006年にピークを迎えた平成の大合併は、市町村の数の減に伴う公務員の削減が叫ばれ、退職者補充を抑制する形で職員数は減少が進み現在に至っております。それ以来、町の職員数は180から190名と、条例で定められている256名を大幅に下回り六、七十人少ない状況が続いています。一方、当時と比べ、人口は4,000人以上ふえ、行政事務需要は拡大していると思慮されます。また、団塊の世代の大量退職などもあり、職員数を維持するために採用人数をふやしたり、再任用の定着化を図ったりなんとかしのいでいるのが現状ではないでしょうか。また、近年複雑化する社会もあつてか、早期退職や新規採用職員の定着が新たな課題となり、予定人数の確保は困難な状況となっております。このような状況下、実職員数と条例定数の乖離がますますクローズアップされてきております。どう認識しているのか、周辺自治体の状況も参考に専門職、一般職ともに行政需要に見合う人員確保を進める必要があるのではないかと感じております。本年も新採用の一般職、任期つき専門職が退職したと聞いております。それぞれの原因をカバーする手立てを伺うとともに、抜本的対策を図るべきだと思いますがいかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、職員総数の適正化についてのご質問にお答えします。

初めに、大和町職員定数条例でございますが、人数に係る最終改正につきましては平成5年でございますが、その後20年以上数の改正は行っておりません。この間、2万1,000人台であった人口は7,000人以上の増加となり、OAシステムの導入などによる事務作業の省力化や可能な業務の民間委託を進める一方で、マイナンバー制度導入に付随する事務や子育て支援制度の拡充など、行政需要は増加傾向にあると認識しております。

次に、定数に対する職員数の状況でございますが、職員定数条例に定める定数につきましては総数で256人であり、内訳といたしましては町長事務部局が183人、教育委員会の事務局が55人などと指定しております。一方職員数は、昨年8月に公表しました平成27年度の数字では、町長部局で183人に対して154人、教育委員会事務局で定数55人に対しまして25人など、定数合計256人に対しまして189人でありました。なお、本年4月1日現在の職員数は、再任用と任期つき職員を含めて195人であり、前年比6人増となりましたが、増員分は任期つき保育士、保健師4名の採用、派遣職員の増、南部コミセンへの職員配置によるものであります。地方公共団体の職員数のあるべき指標、客観的な適正水準というものがあれば一番わかりやすいのですが、必要な職員数を左右する行政需要を全て捉え、あるいは一律に人口から数値化することは大変困難であるとされ、また、行政サービスの提供の方法や、施策の内容は地域の実情によって多様であり、画一的に定義することは適当ではないと言われております。適正な職員数を導き出すには、類似団体との比較だけではなく、詳細な行政需要の把握などの調査や、外部への作業委託なども場合によっては必要だと考えておりますが、現状の職員数では不足しているとの認識は持っており、議員のご指摘の行政需要に見合う人員確保を進めるため、今年度も職員増に向けた募集を行う計画としております。職員定数条例についてでございますが、実数は定数をまだ60人以上下回っており、定数の範囲内で今後の行政需要に適切に対応できる職員数を確保してまいりたいと考えております。

次に、不足している職員数あるいは年度途中での退職への手立てでございますが、事務職については対応可能な部分は臨時職員を採用しており、難しい場合は内部の事務分担の見直しを行っております。また、保健師等の専門職については、資格を有する臨時職員を募集し対応しておりますが、年度途中での任期つき職員採用も検討してまいりたいと考えております。

職員の確保と定着は大変重要な問題であり、さまざまな策を講じながら行っていくことが必要であると認識しており、今年度は技術職の社会人経験者採用試験を実施することといたしております。将来の行政需要の動向や、職員の年齢構成など、さまざまな要因を勘案しながら、引き続き有能な職員の確保に努めてまいります。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

14 番 (高平聡雄君)

大和町告示第81号という大和町で公表している人事行政の運営等の資料からの数字でお尋ねをいたします。

今言ったように、全体としても定数を相当下がっているという状況が20年近くですが、そんなにたたないのかな、ここ何年かはそういう状況が続いているということですが、その中でも看護師、保健職、俗に言う保健師のことでちょっと議論をさせていただきたいんですが、このデータによりますと、平成27年度で8名となっておりますが、これは8名が保健師職として、行政保健職として勤務されているのか、あるいはこれは有資格者という意味での数なのか、お尋ねをします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

済みません、これは8名という記載ですが9名でございまして、ちょっと資料の訂正をお願いしたいと思います。

これは、保健師資格を有する者でございます。失礼しました。

議 長 (馬場久雄君)

高平聡雄君。

14 番 (高平聡雄君)

ちょっと早口になって済みませんが、実行政保健師として勤務というか業務をされている方は何人いらっしゃいますか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

保健師として、もちろん資格を持ってやっているんですけども、保健課といえますか、いる人間は7名でございます。

議長（馬場久雄君）

高平聡雄君。

14番（高平聡雄君）

この保健師、今7名というお話でしたけれども、例えば有資格者ではほかの課に行っていたりとか、要するに個別の保健師としての仕事じゃなくて、管理職になっていらっしゃるだとか、多分そういうケースもあるんだろうと思います。以前、町長と議論させていただいた社会教育主事、記憶にあると思うんですが、当時生涯学習課には誰もいなかったんですね。ただ、有資格者は何人も庁舎内にはいたと。あのときは、生涯学習計画を新たにつくらなきゃいけないということと相まって、おざなりになっているんじゃないかという議論をさせていただいた記憶が多分おありになるかと思いますが、人事ですから、必ず保健師が保健師の仕事をするということに限るということでは多分ないとは思いますが。しかし、先ほどお話したように、そこに必要な人数が割かれていないということは、これは問題なわけですよ。ですからそういう観点からすると、果たして今の状況が適正人数確保されているかということ、ただの事務職ということではなくて例えば専門職、これまで何年かは保母が足りない足りないって議論はされてきました、それと同じようなことなんです。ですから世の中の変動、特に今は子育てとかそういうところにスポットライトが当たっているから非常に動きが急なのは承知したとしてもですね、やっぱり適正配置に配慮すべきだろうと。あのとき、社会教育主事の場合には、急な手当で県からの派遣、社教の派遣事業を利用して、2年間だったでしたっけか、補充というか強化のためにお手伝いをいただいたという経過がありますけれども、今の職員数は全体的に、認識はもう共有していると思いますが、やっぱり事務量が多くて回らないというのが現状のような気がいたします。ですから、この職員定数も問題があると思うんですよ。平成5年から20年以上も変えてないということも一体なんなのかという疑問もあります。議員定数は都度都度変えてきたらばその人数で議員をやっておりますし、定数の位置づけというのは一体何なんだという議論にまで行ってしまいます。もし、そんなに今の190でいいっていうんだらば、極論でいえば190にすればいいだけの話、条例改正すれば、一部改正すればいいだけの話ですが、そういうことではないと思いますし、その根拠もあってこういうことで今までは進んできたんだろうと思います。ですから、できるだけ速やかに、とりあえずは256ですか、この定数に見合う人材の確保に向けて、一気にできませんからこれも、やっぱり段階的に進めるべきだと思いますがいかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、保健師のお話がありました。今、保健課でないところにいると言いましたが、関係ある課ではございます。これ、考え方としましては、保健師は今まで保健師だけという言い方もおかしいですが、その部署だけやってこられました。それで、ほかの仕事というか、そういったことも知ってもらおうべく保健師をふやしてきた経緯がございまして。それで、そのふやした分についてほかのところを経験してまた戻ってもらおうということで、仕事に幅を持ってもらうという考え方の中で、そういった異動も考えてやっているということでございます。

それから、定数の条例の数については、確かに全然変わってないということで、これは前はどんどん減らせということがありまして、そのときに条例は変えてないんですね、このときはまだ、例えば教育委員会ですと、給食センターがあったり、そういった定員も入っている中ですので、非常に大きな数字になっています。どの人数が正しいのかということについては、非常に問題があって、今の人数は確かに今足りないのは間違いなくそれは認識しておりますが、この条例にある人数がこの人数がいいのかといったときにもまた疑問があるということです。そういった中で、減らせ、ふやせというような時代があって、今は足りないのは事実ですので、そういった形でさっきも申しましたいろいろな手立てでふやしていきたいと思っております。こういったものについては、人についてはやっぱりいろいろなことがありますけれども、ある程度の人数を常に確保していかないと、逆ピラミッドになったりするということで、いつもこれも繰り返になってしまうんですが、世の中の動きがそういうことでやめさせろとかふやせとかということで、この辺についてはやっぱり長期的な観点を持って取り組んでいかなければいけないと思っておりますし、今現在足りないということは十分認識しておりますので、その辺については、すぐにはそのとおりにふやせないのですけれども、そういった考えの中でいろいろな手立てをして、優秀な人材を集めたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

14 番 (高平聡雄君)

私が知り得ている数字ですけれども、40年前の大和町の保健師の数は5名だったんですね。ですからそれから比べると現在の数が7名であれ8名であれ9名であれ決して多くはないというか、足りないんじゃないかなと。需要はふえてますよ。そういう意味でも、やっぱり的確な補充というか手当というのは必要だということを改めて申し上げます。また、職員の定数については、やっぱり根拠がそれが正しいかどうか、というようなお話でしたが、条例というのは法律ですから、町の最高規範ですから、それに従わないという行政はいかがなものかという話ですからね。やっぱりきちんと裏づけを持って、その定数をとりあえずはしてください。あわせて、その時点で私もちゃんと反省しています。その側に立って、定数管理を厳しくやったらいかがかというような議論をしたことも私も事実認めますので。ただ、今の状況は異常に近いということをご指摘申し上げ、一言だけ。

議長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

適正人数というものです、そういったものをしっかり、確認はできないんですけれども、現状こういったことで足りないのが現実ですので、まずこれに対応するように努力してまいりたいと思います。(「終わります」の声あり)

議長 (馬場久雄君)

以上で、高平聡雄君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第 3 「議案第46号 大和町個人情報保護条例の一部を改正する条例」

日程第 4 「議案第47号 大和町情報公開条例の一部を改正する条例」

日程第 5 「議案第48号 平成29年度大和町一般会計補正予算」

日程第 6 「議案第49号 平成29年度国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 7 「議案第 5 0 号 平成 2 9 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 8 「議案第 5 1 号 平成 2 9 年度後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第 9 「議案第 5 2 号 平成 2 9 年度下水道事業特別会計補正予算」

日程第 1 0 「議案第 5 3 号 町道路線の認定について」

議 長 （馬場久雄君）

引き続き、日程第 3、議案第 46 号 大和町個人情報保護条例の一部を改正する条例から、日程第 10、議案第 53 号 町道路線の認定までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長櫻井和彦君。

総務課長 （櫻井和彦君）

それでは、議案書 1 ページをお願いいたします。

議案第 46 号 大和町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

大和町個人情報保護条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の一部改正は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、影響がある箇所の所要の改正を行うものでございます。

初めに、個人情報保護条例の改正に備った規定の整備でございますが、まず、1 つ目の改正点につきましては、個人情報の定義の明確化を行い、身体的特徴が該当することとなるものでございます。

2 つ目の改正点といたしましては、要配慮個人情報、これは本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないように、その取り扱いに特に配慮を要するものとして、政令で定める記述等が含まれる個人情報を言いますが、そのうち現行上、原則収集禁止としていると思われる個人情報について従前のとおり原則収集禁止とするものでございます。

3 つ目の改正点につきましては、個人情報保護法に倣い、個人情報の利用停止について定め、類似する是正の申し出に係る規定は削るものでございます。

4 つ目の改正点につきましては、条例適用除外規定の統計法に基づく情報について、引用法律を現行の統計法に合わせて整理を行うものでございます。

次に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う規定の整理でございますが、改正後のいわゆる番号法でございますが第26条では特定個人情報の提供を行う場合は番号法第21条から第25条までの規定を準用するとし、第19条第8号の規定による条例事務関係情報紹介者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用するため、これに倣って定義規定を整理するものでございます。

それでは、申しわけございません、別冊の条例議案説明資料、議案第46号から47号関係の新旧対照表のほうでご説明をさせていただきます。なお、1ページから6ページが新旧対照表でございますが、今回の法律改正に伴いまして引用規定の条項等の改正に伴う部分がございますが、それらにつきましては説明を省略させていただく部分がございますので、ご了承をお願いしたいと思います。

まず、1ページでございます。目次は第3章について第24条の2に利用停止の請求を規定することに伴いその文言を追加するもの。第4章については、第26条是正の申し出を削除の条とするため、第27条を削ることと合わせて章自体を削除の章とするものでございます。

第1条は、第24条の2から第24条の4までにおいて利用停止請求に係る事項を規定することに伴い、個々の請求権を明示する趣旨のものでございます。

第2条は、個人情報保護法の改正にあわせて、個人情報の定義を明確化するもので、各号の整理を行うものであり、身体的特徴が該当することとなるものでございます。

2ページをお願いいたします。

第4号の規定につきましては、改正後の番号法第26条で特定個人情報の提供を行う場合は番号法第21条から25条までに規定される特定個人情報の提供、記録、秘密の保持を準用するとし、第19条第8号の規定による条例事務関係情報紹介者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用するため、これに倣って定義規定を整理するものでございます。

第6条は、第2条第1号の個人情報の定義において氏名、生年月日、その他の記述等の内容を括弧書きで明確化すること及び個人識別符号はそれ自体で個人情報に該当することとするに伴い、氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号、その他の符号とある箇所を氏名、生年月日、その他の記述等または個人識別符号とするもの。第8号は、取り扱う個人情報に要配慮個人情報が含まれるか否かを個人情報取り扱い事務登録後に記載する、加える旨の規定を新設するものでございます。

第7条第3項は、個人情報保護法にある要配慮個人情報のうち、現行条例上原則収集禁止としていると思われる個人情報について従前のおり原則収集禁止とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

第24条の2から第24条の5は、個人情報保護法に倣い個人情報の利用停止についての請求権を定めるものでございます。

4ページをお願い申し上げます。

第24条の3は、個人情報の利用停止請求書について定めるもの、第24条の4は、個人情報の利用停止請求に対する決定及び通知について定めるもの、第24条の5は、同じく救済手続について定めるもの、第26条及び第27条は、第24条の2から第24条の4までにおいて利用停止請求に係る事項を整備することに伴い類似する是正の申し入れに係る規定は削ることとするものでございます。

5ページをお願いいたします。

第37条でございますが、統計法及び統計報告調整法は、統計法として全部改正され、統計報告調整法は統計法の全部改正の際に廃止されているため、改正するものでございます。

6ページをお願いいたします。

第37条の2でございます。現行の第26条の是正の申し出に係る規定を削ることにより、第27条のみ規定することになるため、第37条の2として補則の章に移動するものでございます。

第41条は、第2条第1号の個人情報の定義規定において、氏名、生年月日、その他の記述等の内容を括弧書きで明確化すること及び個人識別符号はそれ自体で個人情報に該当することとすることに伴い、氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号、その他の符号とある箇所を、氏名、生年月日、その他の記述等または個人識別符号と改めるものでございます。

恐れ入ります、議案書4ページのほうにお戻りをいただきたいと思います。

附則でございます。

第1項といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2項といたしまして、経過措置でございます。この条例の施行の際、現に改正後の大和町個人情報保護条例第2条第6項に規定する実施期間が保有している個人情報であって、改正後条例第2条第2号に規定する要配慮個人情報を含むものについての改正後条例第6条第2項の規定の適用については、同項中新たに開始しようとする

きはあらかじめというあるものを、現に行っているときは大和町個人情報保護条例の一部を改正する条例の施行後遅滞なくとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、議案書5ページのほうをお願い申し上げます。

議案第47号 大和町情報公開条例の一部を改正する条例でございます。

大和町情報公開条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の一部改正につきましては、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、影響がある箇所に所要の改正を行うものでございます。

別冊の条例議案説明資料の新旧対照表のほうの7ページをごらんいただきたいと思っております。

第10条でございます。改正後の行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1項の規定に倣い、大和町個人情報保護条例に規定する個人情報の定義の明確化に係る改正を行うことと合わせて、大和町情報公開条例に規定する個人に関する情報に係る部分についても同様に明確化するよう改めるものでございます。

議案書の5ページにお戻りをいただきたいと思っております。

附則でございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

続きまして、議案第48号、6ページをお願いいたします。それとあわせまして、歳入歳出補正予算事項別明細書第1号と記載されております別冊もあわせてご用意をお願いいたします。

議案第48号 平成29年度大和町一般会計補正予算(第1号)でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ1億5,783万6,000円を追加いたしまして、予算額を99億4,883万6,000円とするものでございます。

第2項予算補正の款項の区分につきましては、4ページ、5ページの「第1表」によるものでございます。

第2条でございます。債務負担行為の補正であります。9ページの「第2表」によるものでございます。

それでは、9ページをお願いします。

第2表債務負担行為補正でございます。追加でございます。コンビニエンスストア収納代行業務につきましては、30年4月から取り扱いをいたします町税及び保育料の収納代行業者と本年度に契約をいたすためのもの。クレジットカードカードによる指定代理納付業務につきましても、町税の指定代理納付者と本年度に契約いたすためのもの。私立幼稚園就園奨励補助金システム借上げにつきましては、同システムの導入をリースにより行うもの。児童支援センター運営業務、吉岡児童館運営業務、吉岡放課後児童クラブ運営業務につきましては、今年度末に契約期間が終了いたしますことから、次期3年間の委託先を本年度に決定いたしたく、追加をお願いするものでございます。期間、限度額につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、別冊の事項別明細書3ページをお願いしたいと思います。

初めに、歳入でございます。

15款2項4目土木費国庫補助金であります。社会資本整備総合交付金の内示によりまして、町道中坪渋井線及び吉岡宮床線を追加措置するものでございます。

16款2項4目農林水産業費県補助金につきましては、経営体育成支援事業費補助金を追加措置するものでございます。

18款1項3目の教育費寄附金につきましては、黒川チャリティコンサート実行委員会から収益の一部について、児童図書館の購入費用としての寄附の申し込みがあったものでございます。

20款1項1目繰越金につきましては、平成28年度からの繰り越しでございまして、調整財源といたしまして1億2,110万2,000円の計上であります。

21款5項3目雑入につきましては、大和町文化振興協会運営事業費清算金ですが、こちらはまほろばホールにおきます平成28年度自主事業に係る清算金でございます。

詳細につきましては、別冊の議案第48号関係資料に基づきまして生涯学習課長より説明させていただきます。

議 長 （馬場久雄君）

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長（村田良昭君）

今、財政課長の説明について追加させていただきます。

今回の別冊の議案第48号関係の平成28年度大和町文化振興協会歳入歳出決算書もあわせてごらんいただきたいと思います。

1ページをお開きください。一番下をごらんいただきたいと思います。

収入総額が2,278万8,500円、支出総額2,205万7,482円であります。差し引き残額73万1,018円となっております。この金額を平成28年度一般会計に戻し入れするものでございます。

また、2ページにつきましては、事業ごとの内訳を掲載させていただいております。

平成28年度は、映画「殿、利息でござる」の特別上映を初め、岩崎宏美with宗次郎コンサートが宝くじ町の音楽祭で開催でき、また、米村でんじろうのサイエンスショー、宮城ミュージックフェスタ等、満席となる充実した事業を開催することができました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

歳入につきましては以上でございます。

それでは、3ページの歳出からご説明を続けさせていただきます。

2款1項5目財産管理費、11節需用費消耗品費につきましては、南部コミュニティセンターの新聞購読料、修繕料につきましては、庁舎の消防設備であります誘導灯ランプバッテリーの修繕料であります。

12節役務費手数料であります。防火対象物点検資格者証の交付手数料でございます。15節工事請負費につきましては、庁舎の空調設備であります空冷チラーの修繕工事でありまして、メーカーのガイドラインの保全期間2万時間を経過いたしまして、動作不良が生じております膨張弁及び四方弁コイル等の部品を取りかえるもので、2系統8台ございましてチラーのうち6台分にかかるものでございます。

18節備品購入費につきましては、南部コミュニティセンターのバレーボール支柱、卓球フェンスの運搬車等の購入費用でございます。

19節負担金補助及び交付金は、財政課及び南部コミュニティセンター職員が受講す

る防火管理者資格取得講習会、防火対象点検資格者講習会の受講料でございます。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 (櫻井和彦君)

続きまして、7目電子計算費でございます。13節委託料でございますが、町税等交付金のコンビニエンスストア収納等の導入に向けてのシステム整備費用337万円の補正をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

13目諸費でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、下町地区の区民会館トイレのバリアフリー化にかかります補助金でございます。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 (千葉喜一君)

3款1項2目老人福祉費でございます。28節繰出金につきましては、介護保険事業勘定特別会計への繰出金の補正をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 (内海義春君)

それでは、3款2項1目児童福祉総務費であります。

5 ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料につきましては、私立幼稚園就園奨励費補助金交付事務の軽減を図るため、幼稚園就園奨励費補助金システムを導入するものでありまして、このシステムの借りに係る今年度分の経費についてお願いするものでございます。リース期間につきましては、平成29年10月から平成34年9月までの60カ月を予定しております。システムの概要につきましては、幼稚園就園奨励費補助金の自動計算あるいは年度途中での入園・退園にあっても在園月数に応じた補助金額の自動計算、保護者や園児の情報管理、各種通知書等の作成をこのシステムで行うものでございます。

次に、4目保育所費の13節業務委託料につきましては、平成30年度より保育料の納付についてコンビニエンスストアでも可能とするために納付書のレイアウトの変更あるいは納付情報の取り込み等に係るシステムの変更に要するものでございます。

5目児童館費の15節工事請負費は、平成28年度12月補正予算におきまして予算を頂戴いたしました業務委託に基づきまして実施設計を行いまして、その結果を踏まえまして今般旧もみじヶ丘出張所事務室を幼児と幼児を抱える保護者相互の交流の場として幼児遊戯施設として整備を行うものでございます。主な改正の内容としましては、旧出張所待合室と事務室の段差解消を図る床更新工事、旧出張所事務室内のカウンターの一部を撤去し、引き戸の新設を行う工事あるいはホール側からの旧もみじヶ丘出張所事務室への出入り戸が開き戸から引き戸に変更するなど、建具更新などを行うものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

続きまして、5款1項2目農業総務費の工事請負費につきましては、設備の老朽化により漏水しています町民研修センタートイレの修繕工事を行うものでございます。

よろしくをお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長（文屋隆義君）

続きまして、6目水田農業対策費でございます。19節負担金補助金及び交付費であります。農業経営体が機械を導入する補助事業の変更に伴う補正であり、補助金18万3,000円の減額をお願いするものであります。内訳としましては、水田営農条件整備事業費補助金225万8,000円を減額し、経営体育成支援事業費補助金207万5,000円を追加するものであります。

次に、6款1項2目商工振興費の19節負担金補助金及び交付金について525万円の増額をお願いするものであります。内訳としましては、店舗取得・改修推進事業補助金において、現在6件の申請予定があり、当初予算との差額225万円を追加するものと、トヨタ自動車東日本株式会社宮城大和工場へ交付する企業主導型保育事業支援補助金300万円を追加するものであります。

次に、3目観光費の19節負担金補助金及び交付金について67万8,000円の増額をお願いするものであります。

6ページをお願いいたします。

内訳といたしましては、9月30日と10月1日の2日間岩沼市で開催されます東北・宮城復興マラソン2017の開催会場に鍋を出店するための負担金10万8,000円と、食材調理費の補助金22万円を追加するものと、まほろば夏まつりの花火打ち上げ場所周辺道路の終日通行止めを行うことにより警備員増員分の補助金35万円を追加するものであります。

以上よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長（蜂谷俊一君）

続きまして、7款土木費2項道路橋りょう費2目道路新設改良費であります。国土交通省補助事業及び防衛省補助事業でございます。13節委託料であります。初めに、国土交通省補助事業でございます。社会総合整備交付金事業の交通ネットワークの構築及び河川改修事業と合わせた安全で円滑な交通確保を目的に、仮称下草橋、高田中央橋について、内示をいただいたことによるものであります。仮称下草橋については、県道塩釜吉岡線、大和町まいの2丁目スタンド交差点から、町道下草三ノ関線、鶴巢下草地区を結びます幹線道路の一部となるもので、本路線を整備することにより医療

機関などへのアクセス、通学路の確保など、住民の生活環境の向上が図れること、企業進出等に伴う通勤車両の円滑な交通網の確保が可能となるものであります。今回、その橋梁についての委託料であります。なお、橋梁の設計については、予備設計及び詳細設計業務がございます。県からの指導によりまして、予備設計については単独事業となるもので、単独を含めるものとなっております。また、県管理の一級河川鳴瀬川水系吉田川にかかります高田中央橋についても、同じく内示をいただいたもので、現在供用しております高田中央橋は1径間となっております。今回、宮城県におきまして吉田川の改修事業、県とあわせて行います床上浸水対策特別緊急事業によるもので、9・11の豪雨時の毎秒500トンが流れる計画となるもので、高田中央橋については吉岡側に同じく1径間をふやすものでありその詳細設計に係るものであります。

続きまして、防衛省補助事業の委託料であります。路線は、幕柳大平線であります。本路線については、現況道路内による舗装改良として計画しておりました。現在の道路区分は、3種5級程度の幅員となっておりますが、現況交通量から道路区分の上位企画の3種4級相当の交通量となっておりますことから、防衛局と協議した結果、現状に合った幅員で整備することの了承をいただいたことから、現道内でおさまらない部分の一部出てまいりますので、計画区間の現道幅確認と、用地にかかると思われる場所についての用地測量を行うもので、その補正を行うものであります。

15節工事請負費であります。舗装改良及び排水路整備についての補正であります。舗装改良については、もみじヶ丘3号幹線で、排水路整備については天皇寺地区内の排水路整備でそれぞれ事業進捗を図るものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長（村田良昭君）

続きまして、9款4項2目公民館費11節の需用費4万5,000円の消耗品でございますが、青年団によるチャリティコンサートの収益金から寄附金をいただき、図書の購入に充てるもので、青少年読書コンクール課題図書を購入する予定であります。

以上です。よろしくお願いたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、議案書10ページをお願いいたします。

議案第49号でございます。平成29年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成29年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は次に定めるところによるものでございます。

債務負担行為の補正でございます。

第1条債務負担行為の追加は「第1表 債務負担行為補正」によるものでございます。

議案書11ページをお願いいたします

第1表でございます。国民健康保険税のコンビニエンスストア収納及びクレジットカードによる指定代理納付に係る債務負担行為となるものでございます。事項としまして、コンビニエンスストア収納代理業務、クレジットカードによる指定代理業務でございます。期間につきましては平成29年度から平成30年度まで。限度額につきましては収納、納付1件当たりの手数料に取り扱い件数を乗じて得た額となるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

それでは、議案書12ページをお願いいたします。

議案第50号、平成29年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万6,000円を追加し、予算の総額を19億4,210万9,000円とお願いするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分等及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算補正」に

よるものでございます。

第2条につきましては、債務負担行為の補正の追加をお願いするものでございまして、債務負担の追加につきましては14ページの「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

14ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正をお願いいたしますのは、一般会計そして国保特別会計でもご説明させていただきましたコンビニ収納代行業務及びクレジットカードによります指定代理納付業務に係ります手数料でございます。期間及び限度額につきましては、記載のとおり額となりますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、事項別明細書の10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

7款1項1目一般会計繰入金の2節職員給与費等繰入金につきましては、事務補助員の賃金等に要する費用の繰入金の補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費の4節共済費及び7節賃金につきましては、事務補助員の社会保険料及び賃金の補正をお願いするものでございます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、議案書15ページをお願いいたします。

議案第51号でございます。平成29年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成29年度大和町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

債務負担行為の補正でございます。

第1条債務負担行為の追加は「第1表 債務負担行為補正」によるものでございます。

16ページ、第1表をお願いいたします。

後期高齢者保険料のコンビニエンスストア収納及びクレジットカードによる指定代

理納付に係る債務負担行為となるものでございます。事項としまして、コンビニエンスストア収納代行教務、クレジットカードによる指定代理納付業務でございます。期間は平成29年度から30年度まで。限度額については収納納付1件当たりの手数料に取り扱い件数を乗じて得た額となるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （馬場久雄君）

上下水道課長熊谷 実君。

上下水道課長 （熊谷 実君）

続きまして、議案第52号、17ページをお願いいたします。

平成29年度大和町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条平成29年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条債務負担行為の追加は「第1表 債務負担行為補正」によるものでございます。

次ページ、18ページになります。

第1表、債務負担行為補正追加でございます。これにつきましては、コンビニエンスストア収納代行業務を本年中に契約するための債務負担行為でございます。事項につきましては、コンビニエンスストア収納代行業務でございます。期間につきましては平成29年度から平成30年度まででございます。限度額につきましては収納1件当たりの手数料に取り扱い件数を乗じて得た額及び月額基本料金並びに導入に要する費用としているところでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 （蜂谷俊一君）

続きまして、議案書19ページをお開き願います。あわせて別冊説明資料議案第53号関係もあわせてご用意願います。

議案第53号、町道路線の認定についてであります。

下記路線の町道を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

別冊説明資料で説明させていただきます。

2ページをお願いします。

吉岡南第二土地区画整理地内の未認定箇所認定であります。本6路線については、当初組合において町道吉田落合線の南側について戸建ても想定しておりまして、区割りすることによる埋設工事等も検討してはりましたが、現在の土地利用の現状から新たな埋設工事は必要なくなったことに伴い、今回認定をお願いするものであります。

図面の赤線、丸印側が起点、矢印側が終点であります。起点、終点いずれも路線左側に接する箇所が起点、終点地番となるものであります。

図面左側下段になります。整理番号1、路線名吉岡南第二6-75号線、起点大和町吉田字東五福院17番、終点同じく吉田字高田東31番2、延長983.3メートル、幅員は6.0メートルから8.0メートルとなります。起点部上から最初に曲がる場所までが8メートルで、その角から終点までが6メートルとなるものであります。

その路線の右側でございます。整理番号2、路線名吉岡南第二6-76号線、起点大和町吉田字高田東33番、終点同じく吉田字高田東44番3、延長158.4メートル、幅員6.0メートルとなっております。

その右側になります。整理番号3、路線名吉岡南第二6-77号線、起点大和町吉田字北要害19番1、終点同じく吉田字北要害36番、延長247.0メートル、幅員6.0メートルとなっております。

続きまして、その右側、大和警察署西側部分も含む路線でございます。整理番号4、路線名吉岡南第二6-78号線、起点大和町吉田字北谷地17番、終点同じく吉田字北谷地26番、延長191.0メートル、幅員6.0メートルから8.0メートルで、警察署に接している部分が幅員8メートルとなるものであります。

続きまして、左側に戻っていただいて、上段になります。整理番号5、路線名吉岡南第二8-1号線、起点大和町吉田字高田西28番、終点同じく吉田字高田西28番、延長52.8メートル、幅員8.0メートルとなるもの。

その右側になります。整理番号6、路線名吉岡南第二8-2号線、起点大和町吉田字高田22番、終点同じく吉田字高田22番、延長52.6メートル、幅員8.0メートルとなるものであります。

続きまして、資料3ページをお願いします。

整理番号7、路線名保福寺支線、起点大和町吉岡字西原87番13、終点同じく吉岡字

西原87番18、延長110.0メートル、幅員4.0メートルから9.0メートル。起点から入りまして曲がる部分ですけれどもその部分を含めて9メートルとなるものでございます。当路線は、城内西行政区長より町長宛てに町道編入申請書が昨年提出されております。大和町町道路線認定基準に基づき、現地等を調査するとともに、路線要件として起点が公道にあり5戸以上を結ぶ路線であることなど8項目、認定基準として現に生活道路として使用していること、幅員が4メートル以上であること、私有財産である場合は原則として所有者からの寄附とされていることなど5項目と、そのうち用地にかかわる所有者の寄附申し出や、支障物件などの有無などの5項目がございます。以上から、路線要件として起点接続部は町道保福寺線で、既存住宅が10戸あり要件に該当します。認定条件については、現に生活道路として使用していること、幅員も4メートル以上となっており、所有者からの寄附の申し出もあることなど全てが路線認定に合致することになりますので、今回認定をお願いするものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、あさって9日の午後1時30分です。

大変ご苦労さまでした。

午後3時26分 延 会